

建設水道委員会記録

○開催日時

平成27年10月7日 午前9時57分～午後4時21分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	宮里兼実	委員	大田黒博
副委員長	下園政喜	委員	新原春二
委員	川畑善照	委員	谷津由尚

○その他議員

議員	杉 藺 道 朗	議員	持 原 秀 行
議員	井 上 勝 博	議員	小田原 勇次郎
議員	今塩屋 裕 一	議員	成 川 幸太郎
議員	川 添 公 貴	議員	帯 田 裕 達

○説明のための出席者

監 査 委 員	桑 原 道 男	区 画 整 理 課 長	川 畑 稔
建 設 部 長	泊 正 人	水 道 局 長	落 合 正 浩
建 設 政 策 課 長	須 田 徳 二	水 道 管 理 課 長	元 石 功 一
建 設 整 備 課 長	吉 川 正 紀	上 水 道 課 長	四 元 新 一
建 設 維 持 課 長	永 田 一 朗	下 水 道 課 長	徳 重 勝 美

○事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 上 正 洋	主 幹	久 米 道 秋
主幹兼議事調査グループ長	瀬戸口 健 一		

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第１６２号 薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１６３号 薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１８５号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算） 議案第１８６号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算） 議案第１９９号 剰余金処分及び決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成２６年度薩摩川内市水道事業会計決算） 議案第１８４号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	水道管理課 上水道課
議案第１８７号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算） 議案第１８８号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算） 議案第１８９号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算） 議案第１９０号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算） 議案第１８４号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	下水道課
議案第１８４号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	建設政策課
	建設整備課
	建設維持課
議案第１９１号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算） 議案第１９２号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算） 議案第１９４号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳出決算） 議案第１８４号 決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	区画整理課

△開 会

○委員長（宮里兼実）ただいまから、建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思います。

また、本日は、おおむね建設維持課まで審査を進めることにしたいと思いますが、進捗状況によって残りの箇所の審査を進めたいと思います。ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、本日からの審査に当たって、留意事項を申し上げます。

まず、前回の委員会に引き続き、議案第162号及び議案第163号の審査を行い、その後、決算認定議案の審査を行うことにします。

また、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は、これらの議案に関連したものとなるよう御留意ください。

また、決算認定議案については、各課の審査の冒頭に、部局長から決算の概要と主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長などから決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくをお願いします。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△水道管理課・上水道課の審査

○委員長（宮里兼実）それでは、水道管理課及び上水道課の審査に入ります。

△議案第162号—議案第163号

○委員長（宮里兼実）まず、審査を一時中止しておりました議案第162号薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第163号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件を一括議題とします。

これらの議案2件について、前回の委員会において関連する資料の提出を求めていますので、まず、この資料の説明を当局に求めます。

○水道局長（落合正浩）おはようございます。

本日は、決算委員会の貴重な時間をいただきまして、前回に引き続き説明させていただきます。まことに申しわけなく、また、ありがとうございます。

今回の料金改定につきましては、その理由として、まず、災害に強いライフラインとするべく、重要な施設の耐震化と老朽管の更新が待ったなしであること、そして、今後、使用水量の減少から、給水収入、収益は減少傾向にあること、そして、将来にわたって安全で安心な水を常に安定的に供給していく必要があることから、今回の改定をお願いすることとしたものであります。

資料として、今後10年間の事業計画をお示しながら、これをしておりますが、これを先送りすることは、後年度への大きな負担となるとともに、水道リスクが増大することとなります。

今回の料金改定につきましては、上下水道事業運営審議会に諮り、平成26年度から平成27年度にかけまして、計4回御審議をいただきました。そして、料金改定が必要であると認めていただいたところでございます。

これまで現行料金のまま、このままの料金のままでは、各地の施設整備、維持管理に努めていきますけれども、このままでは来年度には赤字転落することが予想されているところでございます。

繰り返しになりますが、将来にわたって安全で安心な水を常に安定的に供給していくための改定でございますので、どうか、そのところは御理解いただきたいと思います。

詳細につきましては、課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○水道管理課長（元石功一）おはようございます。

それでは、提出いたしました建設水道委員会資料について御説明をいたします。

1番の、「まずはじめに」というところでございますが、本市水道事業は、市町村合併以降、これまで合併による料金格差の是正や消費税率の改正を除いては、現行料金を維持する中で健全経営を進めてまいりました。

しかしながら、今後は、これまで発生した大規模地震災害を教訓として、水道管や施設の耐震対策あるいは更新に集中的に取り組まなければならないこととなります。

安全・安心な水を常に安定してお届けできる事業経営を行い、次世代に引き継ぐために必要となる財源を確保するため、今回、水道料金の改定をお願いするものでございます。

2番目の水道料金の改定の背景でございますが、上から5行目あたりになります。

今後、料金収入が減少傾向にある一方で、施設整備の多くは合併前に整備され、老朽化による大量更新期を迎えていること、東日本大震災を契機に、より一層、災害に強い施設のあり方が問われていること等から、計画的な施設の更新・耐震化と必要な財源を確保することが喫緊の課題となっており、とところでございます。

また、特に、耐震化におきましては、平成25年度末で基幹管路耐震適合率、本市につきましては6.3%と全国平均34.8%を大きく下回っており、対応を急ぐ必要がございます。

これらの課題を解決するため、平成28年度に最終年度を迎える現行水道ビジョンにかかわる実績を精査し、その後継計画として10カ年、75億円の水道施設事業計画を作成したところでございます。

この計画に登載した事業を着実に実施し、安定供給を継続するため、今回、料金改定を行い、経営の安定化を図ろうとするものでございます。

また、国庫補助事業の関係がございますが、耐震化におきましては、国のほうで国庫補助事業を進めております。本市におきましては、この国庫補助事業を採択するためには、やはり条件がございますので、現在この採択基準について、日本水道協会のほうで採択基準の緩和ということで行動を行っているところでございます。

本市がそれに合致すれば、今後、積極的に活用しながら、耐震化を進めていくこととしております。

次の3番目になります、経営健全化に向けた取り組みでございます。

合併後、水道事業、どういうふうな経営健全化をしてきたかということでお示ししてございます。

まず、1番目として、組織の見直し、これは平成19年度に行いました。各支所、水道局の職員がおりましたが、本土地域の業務を集約することにより、一極に集約をいたしました。その結果、職員数25人から21人へ、4人の職員の削減をしたところでございます。

また、2番目として、企業債の繰上償還をいたしました。これも、総務省が3年間の時限立法ということで法律ができて、年利5%以上の高利の企業債について繰上償還あるいは低利の企業債に借りかえることができるようになりました。

これにつきましては、やはり総務省の財政健全化の計画を策定し、これが認められた場合に採択をされるといったことで、本市におきまして、そういった計画を策定し、総務省からの承認を得て、総額21億9,600万円を率の低い企業債に借りかえ、あるいは繰上償還をしてきたところでございます。

その結果、最終年度、平成33年度になりますが、約5億6,600万円ほどの利子の軽減をしてきたところでございます。

次の3番目になります。水道事業の統合ということで、平成23年度に行いました。

合併後、4水道事業がございました。川内、樋脇、東郷、入来。これを1水道事業に事業統合することにより、これまで経営規模が小さく、施設整備がなかなか進んでいなかった地域に、計画的に集中投資が可能となり、安定供給が図られたというふうに考えております。

樋脇地域につきましては、中央水源がございましたが、そこにクリプトの予防として、紫外線照射設備を設置をした。

東郷につきましては、藤川が大きな水源を持っておりますが、藤川から斧淵まで一方通行のそういった配管になっております。これを、市道斧淵中央線が開通したことにより、そこにバイパス管を設置いたしました。事故が起きても、そのバイパス管を通して、斧淵まで水を給水できると、そういったことと、それから東郷地区の高台地区における水圧不足の解消、そういった事業に取り組んでまいりました。

また、入来地域につきましては、大きな水源、盛水水源がございましたが、ここもクリプトの予防ということで、水源の改修、それと紫外線照射設備を設置をしたところでございます。

これは、一つの事業にまとめたことで、財布が一つになったといったことで、そういった集中投資ができたということでございます。

次に、4番目として、水道料金の統一を行いました。これも平成23年度になります。

合併後、1市4町4村それぞれ水道料金がござ

いました。これを料金格差の是正あるいは一体感の醸成といったことを目的に平準化をし、料金を統一をいたしました。

5番目として、簡易水道の事業統合、これは、来年4月になりますが、本土の簡易水道を上水道へ、甌島地域を上島、下島、それぞれ1簡易水道に統合することにより、維持管理の効率化あるいは組織及び職員数の見直しを行う予定でございます。

また、簡易水道におきましては、そういった事業統合の計画を策定し、厚労省の認可を受ければ、今まで国庫補助事業を採択されておりましたが、継続して、そういった国庫補助事業を受けられるといったことで、本市もそういった事業計画が厚労省から認可されて、総額約16億円の簡易水道の国庫補助事業をしたところでございます。うち6億5,000万円の補助金をいただいて、甌島地域あるいは本土地域の簡易水道の整備に取り組んできたところでございます。

最後に、6番目として、窓口及び収納業務のアウトソーシングということで、これも平成28年4月からになりますが、下水道課を含む局内3課の窓口業務等を集約し、これは今仮称でございますが、お客様センターを設置して利用者の利便性を図ることとしております。

また、そういった、外部委託することにより、組織の見直しあるいは職員数の見直しを行いながら、人件費の削減を図る予定としております。

以上が、合併後、水道局が経営健全化のために取り組んできたものでございます。

続きまして、4番目に、有収率についてでございます。

まず、(1)有収水量とはということで記載してございますが、配水池から水を送った水量が料金にどの程度、どの水量であったかを示す比率でございますが、有収率については、水道事業の経営に影響するため、これを高いレベルで維持することが水道事業の責務だというふうに考えております。

続きまして、2番目に、有収率向上に向けた取り組み、こういったことをやっているかということで、まず、アとして1次側の漏水修理を市で負担をしてきたということでございます。

この1次側というのは、公道に布設してあります配水管から宅内の水道メーターまでの給水管、

これを1次側と申します。

合併後、この漏水修理については、局の負担でそういった漏水修理をしまいいりました。ここについては、個人の財産ということもございましたが、有収率、そういったことを考慮しながら、市の水道局でそれは費用を負担し、修繕をしてきたところでございます。

イとして、計画的な老朽管の更新、それから漏水多発路線の配水管布設替え工事を実施してきたところでございます。

表に漏水修繕件数の推移がございしますが、平成20年度が、本管の漏水修繕が321件ございました。毎年、減少傾向にはございますが、平成26年度、247件でございます。これが本管の漏水でございます。

続きまして、3番目に有収率の目標、どの程度を目標にしているかということでございますが、本市の有収率91.5は、県内19市中、伊佐市が92.3、始良市、同じく92.3、鹿児島市、91.7に次ぐ第4位でございます。

平成28年4月に、本土地域の簡易水道を統合することにより、有収率が若干下がるのが予想されております。特に、有収率が低い川内地域の簡易水道、それから祁答院地域の簡易水道の有収率向上に取り組む必要がございます。

今後は、こういった、統合する簡易水道の有収率を早急に改善し、現在の91.5%以上を目標として取り組んでいきたいというふうに考えております。

表に、有収率の推移ということでグラフがございします。一番上のグラフが水道事業のグラフでございます。真ん中が川内地域の簡易水道のグラフでございます。一番下が祁答院地域の簡易水道のグラフでございます。

特に、祁答院地域におきましては、平成19年から平成23年度までが70%台でございました。それが現在少しずつ改善され、平成26年度末で81.3%でございます。水道事業と比べると10ポイント以上の開きがございます。

こういった簡易水道を統合することで、現在の91.5ポイントから約1ポイントぐらいは下がるというふうに試算をしております。こういった統合する簡易水道の、そういった有収率を上げることを目標にし、91.5%以上を確保したいというふうに考えております。

次に、5、維持管理経費の見込みでございます。
まず、（１）動力費になります。動力費の推移を過去5年間を表にしております。

過去5年間の実績で、今後も平成28年度、5年間の推移をいたしました。平成26年度の水道事業と簡易水道事業の合計が8,451万4,000円になっております。このベースで推移をしていくといったことで算定をいたしました。

次に、医薬品費になります。医薬品費も5年間の、これは使用料になりますが、5年間の実績でございます。次亜塩素酸ソーダ、それからポリ塩化アルミニウム、そういった薬品を購入していましたが、その5年間の推移でございます。

薬品の単価につきましては、過去ずっと推移を見てみますと変動がないということで、そういった考え方で5年間の計画をつくっております。

ちなみに、次亜塩素酸ソーダ、次亜ソなんです、1キログラム当たり44円でございます。それがずっとここ数年、その単価で推移をしているというふうになります。

次に、修繕料でございます。修繕料につきましては、先ほど件数の推移を説明いたしましたが、これは本管の漏水修繕でございまして、宅内給水管の、1次側のそういった漏水修繕は入っておりません。

そういったものも含めまして、今後もやはり実績ベースで推移するのではないかと、そういったことで5年間の修繕料の計画をしております。

次のページになりますが、修繕料の推移ということで、これは、平成22年度からやはり5カ年間の実績ベースでございます。水道と簡水、メーターというのがございますが、このメーターは、8年が年限でございます。これを取りかえる、そういった修繕。

本市におきましては、7年目で取りかえをしておりますが、そういったメーターの修繕もあると。それから当然、漏水の修繕、それからその中に材料費というものもございます、漏水にかかわる材料費。それから漏水で道路を掘り起こした後の舗装復旧、これ、路面復旧費といいますが、これも含んだやつで今後5年間の修繕料の見込みを出しているところでございます。

次に、その他になります。その他の主なもの、これは通信運搬費、それから手数料でございます。

通信運搬費につきましては、収納業務等に係る

郵便料、納付書の送付、督促状の発送、停水予告の通知、そういった郵便料でございます。

また、通信運搬費につきましては、遠方監視のシステムに係る回線使用料と、それが主なものでございます。これも過去の実績を見ながら、今後の5年間の財政計画を立てたところでございますが、大きな増減はないということで、財政計画をつくっております。

表にしておりますが、水道事業と簡易水道事業のそれぞれの年間の費用でございます。

次に、6番目として、水道事業の財政運営ということで、若干説明をさせていただきます。

まず、左側に収益的収支予算というのがございます。その中で、左側に収入として料金収入と、それからその他の収入、それから支出としまして人件費、それから維持管理費、それからその他の経費、それに減価償却、資産減耗費（内部留保資金）ということで色づけをしておりますが、これが、我々が今までいろいろ説明をしてきた内部留保資金になる原資でございます。

それとあと、純利益ということになります。

続きまして、右側が資本的収支の予算の構成について御説明をします。

まず、収入でございますが、企業債、それから負担金、それからその他の収入で、足りない分が補填財源というふうに色づけをしております。

この補填財源が内部留保資金で補填されるということで、左側の減価償却費、資産減耗費、この内部留保資金で右側の足りない分を補填をしていくと、これが水道事業の財政運営の仕組みでございます。

その補填財源の内訳ということで、5ページのほうに記載しております。

まず、（１）として内部留保資金、この減価償却費、資産減耗費になりますが、これも現年度分と過年度分、2種類ございます。

まず、アとして、過年度内部留保資金、前年度に発生した減価償却費、資金減耗費で、まだ財源として支出をしていないもの、これが過年度内部留保資金になります。

現年度内部留保資金は、これは当然、現年度に発生する減価償却費、資産減耗費の合計になります。これが現年度内部留保資金になります。

次に、（２）減債積立金になります。これは、企業債の償還元金に充てる財源となります。

これは、右側のページで純利益というふうに出ておりますが、この純利益の積み立てが減債積立金というふうになりますので、これは利益の積み立て全てをこの減債積立金に積み立てをしている。そして、翌年度の企業債の元金の償還に充てる財源として補填をしていると、そういったことでございます。

参考で、まだ決算を審査していただいておりますが、平成26年度の決算の補填財源について、図のほうで説明をさせていただきます。

まず、収益的収支の決算ですが、収入が料金等収入、それからその他の収入。支出が人件費、維持管理、その他。それと色づけをしておりますが、減価償却、資産減耗費、これで平成26年度の現年度の内部留保資金として5億1,838万1,000円ございました。

あと、下が純利益1億1,862万円、これが先ほど説明した、来年度の減債積立金に行って、企業債の償還元金の財源補填というふうになります。

右側です。資本的収支決算になります。

収入で、企業債が1億2,220万円。それから負担金収入が6,297万6,000円。それから投資償還金1億9,977万4,000円でございますが、水道局で2億円の国債を保有しておりました。これがちょうど償還満期で平成26年度中に元金が返ってまいりました。その元金はその投資償還金になります。

で、足らない財源。この補填財源が5億1,344万1,000円補填をしなければならない。それは右側の建設改良費と企業債償還金に充てる財源といったことで――この5億1,344万1,000円をどういうふうに補填をしたかといったことで、その下に補填財源というふうに記載してございます。

まず、(1)内部留保資金で補填をしました。それも過年度の内部留保資金を充てましたということで3億3,651万8,000円、内部留保資金、過年度分を充てました。現年度分は触っておりません、過年度分を充てたということで。

次に、減債積立金。これは純利益の積み立てですが、平成26年度中1億3,000万円を、これを財源として充てました。

それから、下に消費税、資本的収支調整額とございますが、これは、消費税が導入されて、新たに財源となる消費税の財源でございますが、これ

が3,482万3,000円、合計で5億1,344万1,000円を補填しましたといったことになります。

で、下に表がございます。ことしの動きを表にまとめてございます。

平成25年度末、減債積立金、幾らあったかと、1億3,588万2,000円ございました。それから内部留保資金、これが5億6,445万2,000円ございました。これが平成25年度末になります。

で、平成26年度中、どういうふうにこれが変化したかということで、まず、減債積立金ですが、1億3,000万円補填しましたので、当然、その分がなくなります。それと、平成25年度の純利益1億844万4,000円が加わります。結果、平成26年度末、1億672万6,000円、減債積立金の残高というふうになります。

次に、内部留保資金でございます。

まず、過年度分を3億3,651万8,000円、補填財源として使用しましたので、平成26年度末はこれが2億2,793万4,000円、残高が残っておりますということです。

それとまた、現年度分ですが、現年度分の発生が5億1,838万1,000円、現年度分がふえました。しかしながら、ここに三角の7,800万円ほどしてありますが、これは、本年度、公営企業会計の見直しがなされまして、その見直しの中に、そういった、現年分でこれを補填しなさいという、そういった、制度改正による補填が出てきましたので、その分を引きまして、平成26年度末に現年分が4億3,983万2,000円残ったということで、合計、内部留保資金が平成26年度末に6億6,776万6,000円、減債積立金が1億672万6,000円、平成26年度末に残ったと。

で、これが平成27年度になりますと、この金額が、今この表の平成25年度末のほうに移動します。これが、平成25年度末のここに移動して平成26年度末、そして平成27年度の増減がどうなっていて、平成27年度末がどういうふうになる。これがまた移動してということで、繰り返し、繰り返し、こういうふうな財源補填を水道事業はしていくということになります。

で、平成26年度末、内部留保が6億6,700万円ほどございますが、これを翌年度の

建設改良あるいは企業債償還金に充てる財源というふうになります。

また、自然災害、そういった突発する事故等に備えるためにも、内部留保資金を水道事業としては保有をしていないと対応はできないといったことで、内部留保資金を保有しているところでございます。

次のページになります。6ページです。

現行料金でいった場合、どういうふうな水道事業の経営になるかといったことで、平成28年度以降の経営の状況を示してございます。早速、平成28年度では、6,291万2,000円の赤字というふうに見込んでおります。平成29年度から平成32年度までも、それぞれ赤字が出ます。累積赤字が数億円というふうになる予定でございます。

それから、最後の8番目として、給水原価と供給単価の推移ということでお示しをしております。

これは、水1立米をつくるのに幾ら費用がかかるかというのが、給水の原価でございます。1立米当たりどの程度費用がかかるのかというのが原価、それから単価というのは、お客様に1立米売る単価が幾らと、その差額が利益になるというふうに簡単に考えていただければ結構かと思います。

平成17年度は、原価が1立米当たり148円45銭でございました。これが、平成26年度では138円70銭、なぜこういうふうに下がってきたのだろうかといったことをちょっと分析してみますと、平成21年度から140円になっております。そして、平成22年から130円でずっと推移をしています。このころに、水道事業でやったこと、これは企業債の繰上償還をしたと。で、毎年、利払いが少なくなってきたと。そういったことで、費用が落ちてきた。当然、原価も低くなってきたと。そういったことで、こういった原価にあらわれているということで、今回、お示しをしたところです。

要は、今まで水道事業が取り組んできた経営改善、そういった取り組みがこの原価にあらわれているのではないのかなというふうに考えております。

また、給水単価になりますが、平成17年度が148円57銭、平成26年度も148円60銭というふうに余り変わりません。しかし、中身を見ていただきますと、平成23年から落ちてます。

平成23年度が144円35銭、それから平成24年度が144円70銭、それから平成25年度が146円1銭、それで、平成26年度が148円にまた戻った。この3年間なぜ落ちたかといいますと、平成23年4月に料金の統一をいたしました。そのときに、今までよりも上がる人については、それぞれ緩和措置をしました。1年目が4分の3緩和をしたといったことで、やはりそういった単価も落ちたと。それから2年目が2分の1軽減をしました。そして、3年目が4分の1軽減をしました。で、平成26年度が軽減なしの水準になったということで、平成17年度と変わらない、そういった単価の基準になったといったことで、これにつきましても、水道料金の統一をしたことによって、こういった単価の動きも見られるといったことになります。

以上が、給水原価と供給単価の説明でございます。

最後に、大きな用紙で、県内19市の料金比較表ということでお示ししております。これ、1カ月の料金でございますが、料金改定をした後、薩摩川内市は4番目、県内19市中4番目の料金の位置になるということでございます。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博） この議案第162号、163号が継続になった経緯は、今その説明をされたんですが、1点だけその運営審議会の経過といたしますか、少し気になるところで、18.4%のアップ率、利益がある中でのアップ率をどういうふうに皆さん、審議されて答申されたのか、その辺のその意見等含めて少し説明いただけないでしょうか。

○水道管理課長（元石功一） 審議会、4回ほど開きまして、18.4%の結論をいただきました。

その中で、委員の方々から意見をいただいておりますが、それを若干御紹介したいというふうに思います。

まず、事業統合をする簡易水道のその借金をどういうふうにするのかと、そういった御質問がございました。で、それを水道事業で面倒見るのかという、そういった趣旨の御発言だったと思いま

すが。それについては、今までどおり、一般会計からその企業債の償還の2分の1をいただきますのでということで、御了解をいただきました。一般会計から繰り入れをしてもらおうと。全額、我々水道事業が負担するものではございません。一般会計から半分は補助をして、繰り入れをしてもらおうといったことで御了解をいただきました。

それから料金算定の期間、今は5年間で算定しておりますが、その5年を過ぎれば6年目からまた料金改定をするのかと、そういった御意見もございました。我々としては、3年、4年目にまだ、これがどういうふうな状況になってるのか、そういったことを見ながら、これが5年でなくて、6年、7年、10年、そういった、続くような、そういった水道事業の経営をしていきますといったことを、お話をしました。

それから、市の人口が減ってるんじゃないかと、給水収益も大分落ちてくるんじゃないかという、そういった御意見もございました。

で、まさに、年々微減といったことで落ちておりますが、これが急激に10%落ちるとか、20%落ちるということは、我々は想定しておりませんということ。それと、人口は減っているんですが、お客様の数がふえていると。年々少しずつふえていると。これが、人口が減っているのにお客様の数が年々ふえていると。そういったことで、急激にそういった収益の落ち込みというのは考えられないということで御説明をしたところです。

また、料金を緩和するために、今10トン刻みで幾らということで設定しておりますが、これを5トン刻みにすればまた安くなるんじゃないかと、そういった御指摘もございました。

今、10トン刻みを5トン刻みにして、料金を、単価を安くするという発想なんです、そうした場合に、5トン刻みは安くなりますが、今度は、6トンから10トンまでの人が高くしないと全体の水道料金に合わなくなってしまうといったことで、これについては、5トンまでの人は安くなるかもしれないけど、6トンから10トンまでの人が今の単価よりも高くなりますよと、そういったことで、全体の収益を同じにするためには、そういったことで単価を上げないといけないといったことで説明し、御了解をいただいたところです。

それから、また、毎年7億5,000万円の事業

をするんだけど、財源大丈夫なのかといった、そういった御意見もございました。これにつきましては、財政計画に基づいて、ちゃんと財源を補填できるということで御説明いたしました。

そういった、いろいろ説明し、あと、事業計画——今後、平成28年度からこういった事業に力を入れていきますということで——それはやらなければならないといった御意見をいただいて、18.4%、仕方がないと。仕方がないというか、認めていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（大田黒 博） 18.4というパーセントを審議員の皆さん方がどう捉えたかというところなんですよ、一つの大きなポイントは。祁答院は簡易水道で、いろいろこうある中で、アップ率、この率は、一高齢者にしたときに、四、五千円のところがやっぱり1,000円上がるわけですよ。その捉え方なんですよ。

それと、それを審議員の皆さん方がどう捉えたかということと、今言われる、平成28年度以降の事業の計画等をもう少しこう、計画しているんだというものが、繊細にこう出てきてほしかったなと思うんですよ。そこの御指摘は、ただ、こんなして平成28年度以降、ちゃんとしたその追加で計画をやっていきますと、それにとどまったのか、これだけアップするんなら、どういう計画のもとでその水道事業をやっていくのかというのが見えなやいけないのかなと、18.4%の説明の中にですよ。そこを皆さん、どう捉えたのかな。

○水道管理課長（元石功一） 前の議会資料の6ページをちょっと開いてください。

改定後の料金なんです、18.4%という数字と、あと、この、今10立米使いますと230円値上がり、15立米使うと330円値上がり、20立米使うと430円の値上がり、そういった金額と18.4%。感覚的にその18.4%というのは非常に大きな感覚を持つけれども、実際、個別にこういった指標を出せば、もう仕方ないのかなと、そういった委員の皆さんの御意見でございました。

18.4%というのは非常に大きいと。だけど、実際、こうやって10トンであれば230円、15立米であれば330円といった、そういった数字を見てみると、まあ、納得もできるかなとい

う委員の皆様の御意見でございました。

○水道局長（落合正浩） 同じ資料の7ページに10年間の事業計画を示しておりますが、この中で一番左側の種別、耐震・更新整備とかございすけれども、この事業について、項目を説明する前に、一つはNHKのクローズアップ現代の中で、「今、水道が危ない」という特集がございましたので、それで、地面の下にありますから、どういう施設がどういう、やっぱりリスクがあるかとか、浄水場、配水池についての、まず、ビデオを見ていただきました。

それと、私たちが今保有している施設、浄水場であったり、配水池であったり、中継ポンプであったり、当然、管路もあるんですけれども、その多岐にわたるものを見ていただいて、例えば、具体的に言いますと、このタンクのリスクというのは、この部分がこうあるんですということを具体的にお示しして、そして、この表を御理解いただいたというふうに考えております。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。ほかに。

○委員（谷津由尚） 2点、質問します。

今ありました意見にちょっと類似するかもしれませんが、過去4回の水道審議会では、今おっしゃったように、承認は得ておられるということで了解をしています。

ただし、18.4%という数字に対しては非常にインパクトがあります。これは、市内の、特に、食品業ですとか、料飲業等々においては、大変なインパクトがあるわけですが、そういうインパクトを少しでも和らげるために、審議会とは別に——それだから審議会があるんだということ、あるんでしょうけども審議会とは別に、市民への周知ですとか、市民の方の意見を吸い上げるという目的でパブリックコメントとか、そういうのはお考えにならなかったのかというのが一つ目です。

二つ目です。ちょっとこれは架空になります。

今回の事業、平成28年度から7億5,000万円の事業で10年計画ということで、されておられるわけですが、今回の事業が順調に推移すると、平成32年度には、資本的支出に対する財源補填の補填額のほとんどは、前年度の減価償却費あるいは資産減耗費でほとんど賄うことは可能になるんですね。そうしますと、内部留保というのはもうそこに必要ないですから、増額はですね、格段

に増額されるということになっていくわけですが、先ほどありました、実は、その時点で、今の段階で、そういうことが今の段階でもう見えてるわけですので、ある意味、その段階でのその料金改定というお考えはないのか、この二つをお聞きます。

○水道管理課長（元石功一） まず、一つ目がパブコメの考え方ですが、市の総合計画の関係のパブコメに、総合計画はパブリックコメントをいたしました。

で、パブリックコメントをするのが適正なのか、あるいは合わない、これ、パブコメをするものではないということで、いわゆる料金を上げるということのパブコメというのは、当然、上がることについては、皆さん、意見は上げないほうがいいのか、当然あると思いますので、これは、水道料金のこういったものについては、パブコメはそぐわないと、そういった考え方でパブコメはいたしておりません。

○水道局長（落合正浩） 料金ですから、広く市民の意見をということも、それはごもつものことではございますが、ただ、パブリックコメントといいますのは、今言いますような、総合計画とか、そういう市の施策に関する体系としての計画を、市がつくる場合に、我々がつくった案を示して、その中で漏れがあったりとか。ちょっと、そういうところの御意見を聞いて、そこをチェックし、参考にするという形でございまして。例えば、今言いますように、料金的なもののパブリックコメントというのは、パブリックコメントの性格からしてちょっと違うのかなと。ですから、特に市民の方々から代表を選んだこの審議会委員という形での、専門的な御意見をいただくという形をとったわけでございます。

○水道管理課長（元石功一） それから、2点目になりますが、前、提出いたしました資料の8ページになりますが、8ページの平成32年度の内部留保資金の残高というのが、5億8,280万円といったことで予定をしております。

右に参考といたしまして、平成25年度が5億6,400万円といったことで、大体、平成25年度と同等の状態になるということで、今回、18.4%が適正な料金改定であるというふうに考えているわけではありますが。これであれば、今後の平成32年以降もこのまま事業をやっている

— 残り5年間についても事業をやっていけると。そういったことで料金改定の必要性は少ないんじゃないかと。その段階では少ないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○委員（谷津由尚）はい、わかりました。

質問の幅をちょっと広げます。先ほど、私は、市民に広く周知すること、あるいは意見の吸い上げということでパブリックコメントということを行わせてもらったんですが、それは適切でないとお考えになったと、それは理解します。

で、そうであれば、今のところ、広報紙ですか、あるいは水道料金の領収書にそういうことを掲載しますと、それでもって市民の方に周知を図っていききたいという前回の答弁だったんですが、それ以外に市民の方の周知を図り、あるいはその意見を直接お聞きするという、何かチャンネルはお考えはないですか。

○水道局長（落合正浩）当然、議決いただきました中の改定案が決まりますから、その時点で、広報であったり、いろんなホームページであったりということはやります。それ以外に、当然、個別の、例えば敬老会とか、何とか団体というところから説明してくれという要請があれば、行って説明するつもりでございます。

例えば、委員の皆様方についても、いろんな団体とか、そういうところかもし、そういう要請があれば、こちらのほうに行って、出て行きますと、直接行って個別に、そういう、いろんな団体で、いろんな水の使い方がございますから、そういう形で丁寧に御説明はしていきたいというふうに考えております。出前講座を十分發揮したいと思っております。

○委員（川畑善照）先ほどからありますように、この審議会で決まったことが、割と市民に広がり過ぎて、我々にはもうあちこちから電話をいただいて、高齢者はもとより、年金者を含めて、それと、職業でですね、料飲業、飲食店あるいはホテル・旅館、そういうところからも、すごくやっぱり心配されるわけ。ですから、我々に説明される、この将来展望もですけども、上がった場合の心配をされると思いますので、やはりそれは、もし議決されたならば、もう即座にやはり積極的に出前するべきですよ。でないと、一番身をもって心配されてるわけですから。

そして、これが波及的には物価に反映される、

あるいは定住圏に反映される、いろんな問題が、波及効果が大きいもんだから、こういう声が出てくるわけですので、これはやはり、その後の処理つちゅうのは、早急にやるべき、それはもう大きな問題だと思ってます。

○水道局長（落合正浩）先ほども申し上げましたけれども、いろんな、住民の方であったり、団体であったりとかあります。ですから、個別に、やっぱりそこんところへ行行って、例えば、その地域の方であれば、その地域でわかりやすい事例をとりながらとか、団体の方々であれば、その団体の方々の中でこうわかりやすい形という形で、そこはもう丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮里兼実）いいですか。ほかに。

○委員（新原春二）さきの委員会でも話をしたんですが、やっぱり市民がどう見るかっちゅうことで。議会としては、市民の意見を反映する、そういう意味で、最後のとりでというふうに、私も思ってます、市長もそのような話をしています。

ただ、この、やっぱり18.4%というのは、かなりインパクトがあって、さっき川畑委員のほうからも話がありましたように、もうかなりの敷衍をしております。

そこで、先ほどパブリックコメントもありましたけれども、やっぱり決まってから出前講座って、周知をするというのも一つの方法、行政的な方法ですけども、「いつもそうやらよ」と、市民は。

「いつもそうやらよ。決まってからしか、おいどんの耳に入らんよ」ということがよく言われるんですよ。そういう意味では、やっぱりそういうのを払拭していく。こうした大幅な値上げの関係については、もっと前に、広く意見を聞くべきだというふうに思うんですね。

で、もうパブリックコメントもしないっちゅうことであれば、市民としては、ただもう料金が上がるだけっちゅうことで、「もう、しょうなかよ」ちゅうふうになってくるんですが。そういうのがやっぱり、行政の不満としてずっとたまり込んでいく、そういうのが一番怖いわけでありますので、ここは、こういう時期でもありますし、きちんと議会としても対応せざるを得ないっちゅうことを考えてますので。で、もっと市民に対する意見の聴取の方法、パブリックコメントにも、もう上げないという — 多いからやらないというこ

とだけでは、やっぱり不満はずっとたまっていくと思うんですよ。

だから、そういうのを払拭するために、今回こうした議案が出ているわけですけど。我々も、かなり難しいですよ、やっぱりこういう企業会計というのは。なかなか市民に見せても、なかなかぴんとこない。どれだけ収入があって、どれだけ使って、どういう事業をしていくのっちゅうことが、普通の民間だったら、民間ベースの頭でしか考えられないんですよ。

で、行政の手法というのは、当然、それで利益を出す、もちろん利益を出して事業をしていかなきゃいかんわけですけども、局長の給料は上がるとか何とかそういうような問題は発生をしませんので、民間との発想は違うんですけども。そういったもの、決まる前に、もっと丁寧に市民にやっぱりすべきだというふうに、私は考えていますが。先ほどからの繰り返しになりますけども、もっと方法はなかったのかな。

○水道局長（落合正浩） まさしく今の御指摘のとおりでございまして、もう我々が反省しているのは、もっとやっぱり水道事業について、広く市民の方々に、何らかの機会を捉えながら、やっぱり情報発信をすべきだったというふうに考えております。

特に、今回の場合にはもう料金値上げですから、実は、これをする前に、もう水道管が危ない、水道事業はこのままでは危ないですよという現状をお知らせするとともに、将来についてもこういう不安があるので、いつかどこかでやっぱり料金については値上げる時期が来ますとか、そういう水道の現状とかいうところを、もうちょっと市民の方々にお知らせすべきだったなと考えております。これはもう今後の反省材料として、きっちりとかやっぱり、いい意味でのPRも、悪い意味でのこういう状況というものを広くお知らせしていきたいというふうに感じておりますし、また、そうしていきたいと考えております。

○委員長（宮里兼実） いいですか。ほかに。

○委員（谷津由尚） 大体、意見が尽きたようですので、ちょっとここで委員長に休憩をお願いをします。

また、あわせまして、別室での協議会を要望します。

○委員長（宮里兼実） ただいま休憩の声があり

ましたが、ほかの委員の皆さんは、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議ありませんので、ここで休憩いたします。

~~~~~

午前10時58分休憩

~~~~~

午前11時55分開議

~~~~~

**○委員長（宮里兼実）** 本会議に戻します。

議案2件について、一時中止したいと思います。昼から、13時から会議を始めたいと思います。よろしくお願いします。

**○委員（新原春二）** もうちょっと具体的にしたほうがいいんじゃないかな。一時中止をして決算を全部済ますと。決算を全部済ませた後に、また委員会を開いて、日を改めるか改めないかは、あしたの日程において決めるということで、一時、審議を中止をして決算審査を全部終わらせると。その後、委員会を再開して審議をするということかどうか。

**○委員長（宮里兼実）** はい。今、新原委員のほうからありましたように、一時中止して、昼からは決算審議に入りたいと思いますので、当局のほうもよろしくお願いします。

では、休憩に入ります。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後0時58分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△決算認定議案の審査

○委員長（宮里兼実） それでは、決算認定議案の審査に入ります。

まず、決算の概要について、局長の説明を求めます。

○水道局長（落合正浩） それでは、水道管理課及び上水道課の決算の概要につきまして説明いたします。

決算附属書の162ページをお開きください。

一般会計につきましては、水道事業及び2特別

会計に繰出金を支出したものでございます。

次に、163ページは、旧工業用水道施設の維持管理費ですが、本事業経営での剰余金1億6,007万9,000円を市有施設保全基金に積み立てております。

あけていただきまして164ページ、簡易水道事業特別会計は、土川簡易水道事業ほか25カ所の簡易水道につきまして、遠方監視施設整備及び老朽管布設工事等を実施し、安全で安心な飲料水の安定供給に努めました。

なお、平成26年度末現在の簡易水道事業、26カ所の給水人口と水源につきまして、右下の表に記載しております。

次に、165ページ、温泉給湯事業特別会計は、樋脇、入来及び祁答院地域の5公衆浴場及び分湯施設について事業を実施し、公衆浴場につきましては、指定管理により、引き続き効率的な事業運営に努めております。

また、入来地域の柴垣湯につきましては、新公衆浴場湯之山館が本年4月4日にオープンしたことにより、平成26年度で営業は終了しております。

右下に、平成26年度の各公衆浴場の運営状況を掲げてありますが、毎年利用者は減少傾向にあります。

次に、水道事業の概要について御説明いたしますので、別冊となっております水道事業会計決算書を御準備いただき、その10ページをお開きください。

1、概況の(1)総括事項のうち、イ、業務量につきまして、当年度末における給水件数は3万6,340件で、前年度比579件増、給水人口は7万9,028人で、307人の減、総有収水量は794万8,591立方メートルで、前年度比1.85ポイント減少、有収率は91.5%となり、0.1ポイント増加しております。

ロの建設改良事業につきましては、主として、配水管布設替え工事等を実施しておりますが、一部の事業につきましては、繰り越しをしております。

ハの経営状況につきまして、営業収益は前年度比828万2,160円増の12億1,392万808円、営業費用は6,624万7,317円増の10億9,313万8,494円で、差し引き営業利益は、前年度比5,796万5,157円減の

1億2,078万2,314円となっております。

次に、営業外収益は、前年度比8,481万3,447円増の1億436万4,425円、営業外費用は前年度比444万6,181円減の8,815万7,431円で、営業利益から営業外収支を減した経常利益は前年度比3,129万4,471円増の1億3,698万9,308円となりました。これに特別利益22万5,672円と特別損失1,859万4,916円を計上し、当年度純利益は、前年度比1,777万6,187円増の1億1,862万64円となりました。

以上が、平成26年度の事業概要でございます。

今後、平成28年4月1日の事業統合を予定しておりますが、企業としての経済性を発揮しつつ、安全で安心な水を安定的に供給するとともに、なお一層の市民サービスに努めてまいりたいと考えております。

以上で概要説明を終わります。よろしく願いいたします。

△議案第185号 決算の認定について
(平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長(宮里兼実) それでは、議案第185号決算の認定について(平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算)を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長(元石功一) それでは、議案第185号、平成26年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計決算について説明をいたします。

水道管理課と上水道課、両課の所管であります。説明は、水道管理課で一括説明、質問につきましては、所管課で答弁することであらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、歳出から説明をいたしますので、218ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、市内26カ所の簡易水道事業施設の管理運営に要する経費で、支出済額3億2,893万8,870円でございます。

支出の主なものについて、備考欄で説明をいたします。水道管理課、上水道課、2課分でございます。

水道管理課分につきましては、検針業務委託ほか26件の委託料が主なものでございます。

上水道課分につきましては、簡易水道管理人 8 人及び下甌の水道業務作業嘱託員 1 人の報酬、職員 1 1 人の給与費、毎日検査等業務委託ほか 5 2 件の委託料、久見崎、寄田簡易水道配水管布設替え工事ほか 2 9 件の工事請負費でございます。

また、備品購入費で公用車 1 台購入ほか 9 件分でございます。

次に、2 款事業費、1 項 1 目施設整備費、支出済額 1 億 6,307 万 7,572 円でございます。

また、繰越明許費として、瀬々野浦、鹿島地区整備事業、合計 1 億 2 6 1 万円を繰り越ししております。

支出の主なものにつきまして、備考欄で説明をいたします。

里簡易水道建設事業費では、県の特定期離島ふるさとおこし推進事業を活用した里地区飲用水施設整備工事を実施しております。

下甌簡易水道建設事業費では、国庫補助事業を活用した瀬々野浦地区配水管布設替え詳細設計業務委託ほか 1 件を、また、特定期離島ふるさとおこし推進事業を活用した青瀬地区飲用水施設整備工事ほか 6 件を実施し、うち 2 件が前年度からの繰越分でございます。

遠方監視施設整備事業費では、電源立地地域対策交付金を活用した祁答院・樋脇地区の遠方監視施設詳細設計業務委託、祁答院中武地区遠方監視制御設備工事ほか 2 件を実施しております。

鹿島簡易水道建設事業費では、国庫補助事業と特定期離島ふるさとおこし推進事業を活用した鹿島地区配水管布設詳細設計業務委託ほか 1 件等、鹿島地区配水管布設替え工事ほか 5 件を実施しております。

次に、3 款 1 項 1 目元金は、支出済額 1 億 4,654 万 7,634 円でございます。

2 目利子は、支出済額 4,100 万 9 38 円でございます。

5 款 1 項 1 目予備費につきましては、予備費充用の事態が生じず、そのまま不用額といたしました。

続きまして、歳入について説明をいたしますので、前に戻っていただきまして、2 1 2 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目水道使用料の 1 節給水使用料は、9 地域 2 6 簡水の現年度分の水道使用料で、調定額 3 億 1,381 万 2,040 円、収入済額 3 億

1,215 万 1,190 円で、歳入還付未済額 2 万 7,820 円を控除した実質収入額は 3 億 1,212 万 3,370 円でございます。

2 節給水負担金は、調定額、収入済額ともに、2 5 2 万 7,530 円で収入未済額はございません。

4 節給水使用料滞納繰越分は、調定額 5 1 6 万 7,015 円に対し、収入済額 1 7 7 万 6,370 円であります。

また、本年度、10 万 4,975 円不納欠損処理をし、収入未済額は 3 2 8 万 5,310 円となっております。

次が 2 1 4 ページになります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目、1 節簡易水道事業補助金の収入済額 2,764 万 5,000 円は、瀬々野浦地区簡易水道事業及び鹿島地区簡易水道事業分でございます。

また、収入未済額 3,448 万円は、翌年度へ事業を繰り越したため、収入未済額となったものでございます。

4 款県支出金、1 項 1 目、1 節簡易水道事業補助金の収入済額 8,008 万円は、遠方監視施設整備事業にかかわる電源立地地域対策交付金及び鹿島地域の特定期離島ふるさとおこし推進事業補助金でございます。

また、収入未済額 2,512 万円は、瀬々野浦地区及び鹿島地区配水管布設替え事業にかかわる繰越事業分でございます。

6 款繰入金、1 項 1 目、1 節一般会計繰入金 1 億 9,236 万 9,000 円は、施設整備費、管理運営費に不足する財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

7 款繰越金、1 項 1 目、1 節前年度繰越金は 3,066 万 9,075 円でございます。

8 款諸収入、2 項 1 目 1 節雑入は、収入済額 3 5 8 万 9,144 円で、備考欄のとおり、移転補償費、原子力立地給付金等でございます。

9 款市債、1 項 1 目、1 節簡易水道事業債、収入済額 4,130 万円は、備考欄のとおり、国・県補助事業に伴うものでございます。

次に、2 2 2 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 6 億 9,287 万 8,000 円、歳出総額 6 億 7,956 万 5,000 円、歳入歳出差し引き額 1,331 万 3,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源、2 4 1 万円を控除し、実質収支額は

1,090万3,000円となっております。

次に、財産に関する調書について説明いたしますので、378ページをお開きください。

行政財産のうち、下から2番目あたりになります。簡易水道施設という項目がございます。

土地につきましては、増分が182平方メートルとなっております。これは、上甌分で登載漏れであります。減分275平方メートルは、小倉簡易水道を上水道に事業統合したことによる減でございます。

次に、建物のうち、非木造増分164.98平米は、これも上甌分で登載漏れでございます。減分18平方メートルは、小倉簡易水道分でございます。

次に、379ページになります。

(4) 物権の表になりますが、行政財産に地役権として土川簡易水道の配水管布設敷、159平方メートルを設定をしているものでございます。

次に、383ページになります。

重要物品のうち、本年度、公用車1台購入しております。区分の車両類の増分に1台分が含まれております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

別会計歳入歳出決算)

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第186号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第186号、平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計決算について御説明をいたします。

231ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。

1款1項1目一般管理費は、樋脇、入来、祁答院の温泉事業施設の管理運営に要する経費であり、支出済額3,735万475円でございます。

主な支出内容を備考欄で説明をいたします。水道管理課、上水道課、2課分でございます。

水道管理課分は、検針業務委託ほか1件の委託料、入来温泉センター施設建設基金積立金が主なものでございます。

上水道課分は、温泉事業運営審議会委員報酬、職員1人分の給与費、紫外線装置保守点検業務委託ほか3件の委託料、入来配当地バルブ取りかえ工事ほか9件の工事請負費、備品購入費でございます。

また、柴垣湯公衆浴場解体工事設計業務委託84万7,000円を、翌年度へ繰り越しをしております。

次に、2款1項1目施設整備費2億6,940万7,826円は、入来温泉湯之山館案内板設置業務委託、湯之山館新築工事ほか11件の工事請負費及び備品購入費でございます。

また、入来温泉湯之山館外構整備事業1,650万円を翌年度へ繰り越しをしております。

次に、5款1項1目予備費100万円は、予備費充用の事態が生じず、そのまま不用額といたしました。

続きまして、歳入について説明をいたします。

227ページをお開きください。

歳入の主なものを説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項2目分湯使用料は、1節が現年度分の分湯使用料、2節が滞納繰越分で、現年分、滞納繰越分合計で収入済額3,230万970円、不納欠損処分を29万3,030円処理し、収入未済額が106万2,770円でございます。

次に、3款繰入金1項1目、1節一般会計繰入

△議案第186号 決算の認定について
（平成26年度薩摩川内市温泉給湯事業特

金、収入済額6,126万2,000円でございます。

同款2項1目入来温泉センター施設建設基金繰入金2億1,916万7,000円でございます。

4款繰越金、1項1目、1節前年度繰越金は1,166万1,543円でございます。

次に、229ページになります。

5款3項1目雑入は、収入済額312万4,043円で移転補償費等でございます。

次に、233ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億2,758万7,000円、歳出総額3億675万8,000円、歳入歳出差し引き額2,082万9,000円で、翌年度へ繰り越す財源が1,734万7,000円で、実質収支額は348万2,000円となります。

次に、財産に関する調書について説明をいたしますので、379ページをお開きください。

(4) 物権のうち、行政財産として温泉券、24カ所ございますが、うち水道局管理分19カ所管理をしております。増減はございませんでした。

続きまして、重要物品について説明いたしますので、383ページをお開きください。

区分の機械器具類で、入来公衆浴場湯之山館の自動券売機1台を購入しております。

次に、385ページをお開きください。

基金について、入来温泉センター施設建設基金を全額取り崩しをしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第199号 決算の認定について
(平成26年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成26年度薩摩川内市水道事業会計決算)

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第199号、平成26年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び平成26年度薩摩川内市水道事業会計決算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） 議案第199号剰余金処分及び決算の認定について説明をいたしますので、別冊となっております水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の予算決算の状況について説明をいたします。

まず、(1) 収益的収支の収入において、予算額合計14億1,311万2,000円に対し、決算額14億847万9,128円、支出において、予算額合計13億1,373万5,000円に対し、決算額12億5,344万5,400円となっており、執行率95.4%でございます。

(2) 資本的収支の収入におきまして、予算額合計4億407万4,000円に対し、決算額3億8,495万191円でございます。

支出において、予算額合計13億7,621万8,000円に対し、決算額8億8,629万1,364円となり、執行率64.4%でございますが、翌年度繰り越しとして、丸山浄水場機械脱水処理設備事業ほか5事業、事業費合計4億2,238万8,000円を翌年度へ繰り越しをしております。

また、資本的収支で不足する額、5億1,134万1,173円は、下段の表の下に記載してありますよう各財源で補填をしております。

次に、3ページをお開きください。

平成26年度の損益計算書でございます。

まず、営業利益から説明をいたします。

1、営業利益は、(1) 水道料金、給水負担金の給水収益と、(2) その他営業収益合計で12億1,392万808円であります。

2、営業費用では、（１）原水及び浄水費から（５）資産減耗費までの合計１０億９,３１３万８,４９４円となり、営業利益は差し引き１億２,０７８万２,３１４円となっております。

次に、経常利益になります。

3、営業外収益は、（１）受け取り利息及び配当金から（５）資本費繰入収益までの合計１億４３６万４,４２５円。4、営業外費用では、（１）支払い利息及び企業債取扱諸費から（２）雑支出での合計８,８１５万７,４３１円となり、営業利益に営業外収支を加減した経常利益が１億３,６９８万９,３０８円となっております。

また、４ページになります。

5、特別利益として投資有価証券償還益、6、特別損失として不納欠損処理と１,８５９万４,９１６円、経常利益に特別利益と損失を加え、当年度純利益が１億１,８６２万６４円となっております。

次に、５ページをお開きください。

剰余金計算書になりますが、本年度増減のあった課目について御説明をいたします。表の下段あたりになります。

当年度の変動額の欄をごらんください。

その欄の６ページ側になりますが、減債積立金１億３,０００万円の減がございますが、これは企業債の償還元金の財源として取り崩したものであります。

また、未処分利益剰余金の１億３,０００万円の増は、減債積立金分でございます。１億１,８６２万６４円の増は、本年度の純利益でございます。

当年度未処分利益剰余金合計１億３,９８２万３,２３４円となりますが、この未処分利益剰余金を議会の議決を得て処分するものでございます。この処分について、下段の表になります。

平成２６年度薩摩川内市水道事業剰余金計算書案になります。

平成２６年度末の未処分利益剰余金を自己資本金への組み入れ、減債積立金への積立処分をするものでございます。御承認方、よろしく願います。

次に、７ページをお開きください。

平成２６年度貸借対照表になります。

まず、1、固定資産のうち、（１）有形固定資産につきましては、後ほど有形固定資産明細書で

説明をいたしますが、平成２６年度の建設改良費で取得した固定資産を課目別に計上をしております。

（２）無形固定資産は、電話加入権、水利権でございます。

以上、固定資産合計で１３億２,５６７万６,３２０円でございます。

続きまして、2、流動資産は、現金預金ほか合計で１億５,８７４万４,６８０円であります。

固定資産と流動資産の合計、資産合計で１４億３,４４２万１,００１円でございます。

８ページになります。

3、固定負債は、（１）企業債から（３）引当金までの合計４億１,４９２万８,６９１円でございます。

4、流動負債は、（１）企業債から（４）その他流動負債で流動負債合計４億４,６０７万５,９０２円でございます。

繰延収益は、（１）長期前受金から（２）長期前受金収益が累計額で繰延収益合計１億７,７２１万５,１１９円となり、負債合計で６億５,８２１万９,７１２円でございます。

９ページになります。

6、資本金は、自己資本金で５億９,４９３万２,５５９円でございます。

7、剰余金は、（１）資本剰余金、（２）利益剰余金で合計１億３,１２６万８,７３０円でございます。

資本金、剰余金の資本合計で７億７,６２０万１,２８９円となり、資産合計、負債・資本合計とも１４億３,４４２万１,００１円でございます。

次に、１０ページをお開きください。

平成２６年度の事業報告書でございますが、概況につきましては、先ほど局長が説明をいたしましたので、１２ページをお願いします。

職員に関する事項につきまして説明いたします。

平成２６年度の職員数は、水道管理課、上水道課あわせて３１人で前年度と同じであります。また、水道事業支弁職員は損益勘定職員２０人、資本勘定支弁職員２人で前年度と同じとなっております。

１３ページから１８ページは改良事業等でございます。ごらんいただきたいと思っております。

件数で５５件、工事費で４億６,５９５万３,４６０円でございますが、丸山浄水場機械脱水

処理設備工事ほか5件を翌年度へ繰り越しをしております。

19ページをお願いします。

業務量を給水人口から有収率までを示してございます。

有収率につきましては、全体で91.5%であります。

また、下段は供給単価、給水原価を示しております。

次に、21ページをお開きください。

4、会計の(2)企業債の状況ですが、本年度の借入額1億2,220万円、償還額3億6,857万9,811円で、その結果、当年度末企業債残高44億2,714万3,922円となり、前年度より2億4,637万9,811円の減でございます。

22ページは、消費税の経理処理法を記載しております。

23ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金収支を性質別に記載したものでございます。

1、業務活動によるキャッシュフローは、予算第3条収益的収支にかかわる現金の増減でございます。

2、投資活動によるキャッシュフローと、3、財務活動によるキャッシュフローは、予算第4条収益的収支にかかわる現金の増減でございます。本年度の現金の増が1億4,056万105円となり、前年度からの繰越現金とあわせ、年度末現金残高が10億8,555万6,965円の残高となっております。

また、この現金残高が貸借対照表の現金預金と一致をするものでございます。

24ページから26ページが附属明細書でございます。

27ページをお開きください。

(1)有形固定資産明細書でございます。1年間の固定資産の増減と減価償却費の明細でございます。

④の年度末現在高、⑦の減価償却累計額、⑧の年度末償却未済高がそれぞれ7ページの貸借対照表と一致をするものでございます。

(2)無形固定資産の水利権については、川内川水利権申請にかかわる委託料を計上しているものでございます。

(3)投資有価証券につきましては、額面2億円の国債を保有しておりましたが、本年度、満期償還となっております。

29ページから36ページが地域別の企業債明細書でございます。ごらんいただきたいと思います。

以上で、水道事業の決算についての説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長(宮里兼実) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮里兼実) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮里兼実) 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮里兼実) 討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち、平成26年度薩摩川内市水道事業剰余金処分について採決をします。

本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮里兼実) 御異議なしと認めます。

よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、平成26年度薩摩川内市水道事業会計決算について採決します。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(宮里兼実) 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第184号 決算の認定について
(平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長(宮里兼実) 次に、議案第184号決算の認定について(平成26年度薩摩川内市一般

会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第184号、薩摩川内市一般会計決算のうち、水道管理課、上水道課分について、水道管理課で一括説明をいたします。

それでは、決算書の87ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費のうち、上水道課分は旧工業用水道事業が廃止されたことにより、財産管理費で水源地、浄水場の草払い業務委託を、また、廃止した工業用水道事業の剰余金を周囲施設保全基金へ積み立てをしております。

次に、133ページをお開きください。

4款3項1目水道費は、備考欄のとおり、簡易水道事業及び温泉給湯事業特別会計への繰出金でございます。

次に、203ページをお開きください。

13款2項1目公営企業費は、水道事業会計への負担金、補助金、出資金でございます。

以上で、一般会計のうち、水道管理課、上水道課分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第184号、一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で、水道管理課及び上水道課を終わります。御苦労さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、下水道課の審査に入ります。

まず、決算の概要について局長の説明を求めます。

○水道局長（落合正浩） 下水道課の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

決算附属書の166ページをお開きください。

まず、一般会計でございます。

1、地域下水処理事業は、永利及び鹿島浄化セ

ンターに係る維持管理経費でございます。

次に、167ページに、小型合併処理浄化槽整備補助事業ですが、384基の設置に対し、補助金を交付しております。

次に、168ページ、3、特別会計への繰出金につきましては、4、特別会計に繰出金を支出したものでございます。

次に、4、雨水ポンプ場事業は、中央及び平佐ポンプ場の維持管理に要した経費でございます。

169ページ、5、都市下水路事業は、4都市下水路の維持管理費用、6、下水道管理費は、下水道事業実施に伴う職員、嘱託員の人件費等を支出したものであります。

7、緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業は、記載の2事業実施に伴う委託料を薩摩川内市観光事業協同組合へ支出いたしました。

続きまして、170ページは、公共下水道特別会計です。

まず、1、公共下水道処理施設管理は、川内地区の宮里浄化センター及び上甕地区の中甕中の浄化センターの包括的民間委託費等が主なものでございます。

次に、172ページ、2、公共下水道整備は、平佐地区の管渠整備、舗装復旧工業等にかかる経費です。

次に、173ページは、農業集落排水事業特別会計です。

内訳は、城上地区ほか4施設の維持管理費、経費等でございます。

次に、175ページは、農業集落排水事業特別会計です。

内訳は、上甕地域の平良処理区下甕地域の片野浦及び手打処理区の排水処理施設の維持管理費等であります。

最後の176ページ、浄化槽事業特別会計は上甕地域の浄化槽施設の維持管理費等でございます。

以上で概要説明を終わりますが、特に公共下水道川内地域の接続率向上については今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。生活排水処理施設の整備を促進し、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

△議案第187号 決算の認定について

(平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長(宮里兼実) それでは、議案第187号決算の認定について(平成26年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算)を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長(徳重勝美) 下水道課です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第187号決算の認定について(平成26年度薩摩川内市公共下水道特別会計歳入歳出決算)について説明いたします。

決算書の242ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、公共下水道事業の管理に要する経費で、支出済額は1億2,014万4,308円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり、宮里浄化センター等包括的維持管理業務委託他8件が主なものであります。うち、繰越明許費につきましては、中甕・中野浄化センターの長寿命化計画策定業務委託です。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでありますが、14節使用料及び賃借料につきましては、災害時の停電等に対応するため、バキューム車等の借り上げを計上しておりましたが、災害対応がなかったため、未執行となったものです。

18節備品購入費は量水器ボックス等の購入がなかったため、また、23節償還金利子及び割引料は過年度使用料過設納等に係る還付金が生じなかったため、未執行となったものです。

次に、2款1項1目施設整備費は公共下水道事業の整備に要する経費で、支出済額は3,081万811円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり職員一人分の給与費及び平佐地区私道管渠築造工事(26-1)ほか8件が主なものであります。うち繰越明許費につきましては、平佐地区私道管渠築造工事(25-4)です。

なお、15節工事請負費の不用額につきましては、工事の実績によるものであります。

22節補償・補填及び賠償金は、汚水管渠築造工事に伴う水道管及びガスパイプ移設の実績がなかったことによるものでございます。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で3億1,338万5,073円であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、238ページをお開きください。

1款2項1目、1節公共下水道事業負担金の収入済額は1,293万3,200円で、川内処理区の公共下水道事業受益者負担金であります。

1目、2節公共下水道事業負担金滞納繰越分の収入済額は68万円で、公共下水道事業受益者負担金滞納繰越分であります。支出済額124万3,600円は、滞納繰越分として現在徴収に努めているところでございます。

次に、2款1項1目、1節公共下水道施設使用料の収入済額は1億2,114万3,070円で、川内処理区及び上甕処理区の公共下水道施設使用料であります。収入未済額523万2,650円は、滞納繰越分として現在、徴収に努めているところでございます。

なお、平成26年度において11万510円の滞納者が行方不明により徴収不能となったため、地方自治法の規定による5年を経過したことにより不納欠損処理しております。

次に、1目、2節公共下水道施設占用料の収入済額は、1万4,400円であります。

次に、2款2項1目、2節確認手数料の収入済額は、33万4,100円であります。

次に、2項2目、1節督促手数料の収入済額は、10万7,200円であります。収入未済額9万6,500円は、施設使用料に係ります督促手数料であります。

なお、平成26年度において2,500円を不納欠損処理しております。

3款1項1目、1節公共下水道事業費補助金の収入済額は350万円で、公共下水道事業費補助金で、全額、前年度繰越明許費分であります。

次に、240ページをお開きください。

4款1項1目、1節一般会計繰入金の収入済額は3億439万4,138円で、一般会計繰入金であります。

次に、5款1項1目、1節前年度繰越金の収入済額は487万1,000円で、繰越事業費等財源充当繰越金であります。

次に、6款2項1目、1節雑入の収入済額は

126万3,084円で、県道川内串木野線の改良工事に伴う下水道管の移設補償金と原子力立地給付金が主なものであります。

最後に、7款1項1目、1節公共下水道事業債の収入済額は1,510万円で、うち450万円は前年度繰越明許費分であります。

それでは、244ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は0円であります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ないですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第188号 決算の認定について
（平成26年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）次に、議案第188号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市農業集落排水事業特別歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第188号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市農業集落排水事業特別歳入歳出決算）について説明いたします。

決算書の253ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、農業集落排水事業

の管理に要する経費で、支出済額は4,996万8,623円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり団体営農業集落排水事業機能強化計画策定業務委託ほか16件が主なものであります。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものであります。14節使用料及び賃借料につきましては、災害時の停電等に対応するため、バキューム車等の借り上げを計上しておりましたが、災害対応がなかったため、不用額が生じたもの、また、15節工事請負費は公共ます設置工事が不要となったため、18節備品購入費は量水器の購入がなかったため、未執行となったものです。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で1億5,784万5,791円であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、249ページをお開きください。

1款1項1目、1節農業集落排水事業分担金の収入済額は16万円で、城上処理区及び祁答院中央処理区の農業集落排水事業分担金であります。

次に、2款1項1目、1節農業集落排水施設使用料の収入済額は4,945万3,130円で、城上処理区他4処理区の農業集落排水施設使用料であります。収入未済額55万4,700円は、滞納繰越分として現在徴収に努めているところでございます。

なお、平成26年度において2万9,670円を不納欠損処理しております。

次に、1目、2節農業集落排水施設占用料の収入済額は、1万2,000円であります。

次に、2款2項1目、2節確認手数料の収入済額は、6万700円であります。

2款2目、1節督促手数料の収入済額は、3万8,300円であります。収入未済額1万1,400円は、施設使用料に係ります督促手数料であります。

なお、平成26年度において600円を不納欠損処理しております。

次に、251ページをお開きください。

4款1項1目、1節一般会計繰入金の収入済額は、1億5,375万7,644円であります。

次に、6款2項1目、1節雑入の収入済額は

33万2,640円で、原子力立地給付金であります。

次に、9款1項1目、1節農業集落排水事業補助金は400万円で、農山漁村地域整備交付金であります。

それでは、255ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は0円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第189号 決算の認定について
（平成26年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第189号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第189号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算）について説明いたします。

決算書の262ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、漁業集落排水事業

の管理に要する経費で、支出済額は1,927万3,318円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり手打浄化センターほか維持管理業務ほか12件が主なものであります。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでありますが、14節使用料及び賃借料につきましては、災害時の停電等に対応するため、バキューム車等の借り上げを計上しておりましたが、災害対応がなかったため、また、23節償還金利子及び割引料は過年度使用料過誤納等に係る還付金が生じなかったため、未執行となったものでございます。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で5,026万8,729円であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、260ページをお開きください。

1款1項1目、1節漁業集落排水事業分担金の収入済額は101万円で、内訳につきましては、備考欄記載のとおり平良処理区手打処理区の漁業集落排水事業分担金であります。

次に、2款1項1目、1節漁業集落排水施設使用料の収入済額は1,738万9,050円で、平良処理区ほか2処理区の漁業集落排水施設使用料であります。収入未済額6万6,170円は、滞納繰越分として現在徴収に努めているところでございます。

次に、1目、2節漁業集落排水施設占用料の収入済額は、9,000円であります。

次に、2款2項1目、1節確認手数料の収入済額は、9万6,000円であります。

次に、2項2目、1節督促手数料の収入済額は、9,300円であります。収入未済額1,600円は、施設使用料に係ります督促手数料であります。

4款1項1目、1節一般会計繰入金の収入済額は、5,087万4,473円であります。

次に、6款2項1目、1節雑入の収入済額は、15万4,224円で原子力立地給付金であります。

それでは、264ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は0円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第190号 決算の認定について
（平成26年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）次に、議案第190号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、議案第190号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）について説明いたします。

決算書の271ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、上甕地域の市設置型浄化槽の管理に要する経費で、支出済額は954万5,363円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり上甕地域戸別合併処理浄化槽維持管理業務委託が主なものでございます。

なお、各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございます。

23節償還金利子及び割引料は、過年度使用料過誤納等に係る還付金が生じなかったため、未執行となったものでございます。

次に、3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で581万4,408円であり

ます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、269ページをお開きください。

2款1項1目、1節浄化槽排水施設使用料の収入済額は751万4,820円で、内訳につきましては、備考欄記載のとおり上甕地域の浄化槽排水施設使用料であります。収入未済額4万7,990円は、滞納繰越分として現在、徴収に努めているところでございます。

次に、2款2項2目、1節督促手数料の収入済額は、2,500円であります。収入未済額800円は、施設使用料に係ります督促手数料であります。

次に、4款1項1目、1節一般会計繰入金の収入済額は、784万2,451円であります。

それでは、273ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は0円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第184号 決算の認定について
（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）次に、議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般

会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち、下水道課分について説明いたします。

決算書の129ページをお開きください。

まず、歳出について説明いたします。

4款2項4目地域下水処理費は、下水処理施設の維持管理及び小型合併処理浄化槽設置に係る補助金交付等に係る経費で、支出済額は1億6,016万9,243円であります。

内訳につきましては、備考欄記載のとおり下水処理施設管理費において永利浄化センター維持管理業務委託ほか5件と小型合併処理浄化槽整備補助事業費において小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金384件、浄化槽費において浄化槽事業特別会計繰出金が主なものでございます。

各節の不用額につきましては、それぞれの実績によるものでございますが、19節負担金補助金及び交付金の不用額4,134万5,418円は小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績によるものでございます。

また、15節工事請負費は下水処理施設管理費において、取付管敷設工事がなかったため、23節償還金利子及び割引料は過年度使用料過誤納等に係る還付金が生じなかったため、未執行となったものでございます。

次に、135ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費の支出済額8,417万6,692円のうち、下水道課分は、備考欄記載のとおり緊急雇用創出事業臨時特例基金事業による上下水道技術者育成支援事業業務委託ほか1件です。

次に、143ページをお開きください。

6款3項4目農業集落排水費は、農業集落排水事業特別会計への繰出金で、支出済額は1億5,375万7,644円であります。

次に、147ページをお開きください。

6款5項5目漁業集落排水費は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金で、支出済額は5,087万4,473円であります。

次に、165ページをお開きください。

8款5項4目下水道費の支出済額は、4億728万1,438円であります。内訳につしまし

ては、備考欄記載のとおり下水道管理費において行政事務嘱託員1名の報酬、職員11人分の給与費、ポンプ場管理費において中郷ポンプ場、平佐ポンプ場運転管理業務委託ほか2件、平佐ポンプ場遠方監視装置設置工事公共下水道費において公共下水道事業特別会計繰出金が主なものでございます。

また、各節の不用額につきましてはそれぞれの実績によるものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、17ページをお開きください。

14款1項3目、1節衛生使用料の収入済額3,068万5,801円のうち、下水道課分は2,192万150円であります。

内訳につきましては、次のページ、19ページの備考欄記載のとおり永利処理区及び鹿島処理区の下水道施設使用料が主なものでございます。収入未済額22万3,790円は全額下水道課分で、滞納繰越分として、現在、徴収に努めているところでございます。

次に、23ページをお開きください。

14款1項6目、3節都市計画使用料の収入済額4,365万7,550円のうち、下水道課分は6,060円で、都市下水路占用料であります。

次に、29ページをお開きください。

14款2項3目、1節衛生手数料の収入済額6,345万433円のうち、下水道課分は1万8,000円で、排水設備計画確認等手数料が主なものでございます。

次に、3目、2節督促手数料の収入済額1万6,700円は、全額下水道課分で、収入未済額3,200円は衛生使用料に係ります督促手数料であります。

次に、35ページをお開きください。

15款2項3目、2節清掃費補助金の収入済額5,873万6,000円は、全額下水道課分で、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係ります国の循環型社会形成推進交付金であります。補助率は、本土が3分の1、甕島が2分の1であります。

次に、43ページをお開きください。

16款2項3目、3節清掃費補助金の収入済額2,946万4,000円は、全額下水道課分で小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る県の

浄化槽整備事業交付金であります。

なお、補助率につきましては、基本補助率、本土分3分の1、離島分4分の1が市の財政力指数により調整され、平成26年度の実質補助率は、本土分が22%、甌島分が16.3%となっております。

次に、53ページをお開きください。

17款1項2目、1節利子及び配当金の収入済額1,138万9,178円のうち、下水道課分は、1万5,609円であります。

内訳につきましては、次のページ、55ページの備考欄、上から9行目にありますとおり下水道基金貸付基金利子収入であります。

次に、61ページをお開きください。

21款5項4目雑入の収入済額6億4,638万5433円のうち、下水道課分は1,000円で、71ページの備考欄、下から8行目にありますとおり日本下水道事業団負担金返納金でございます。

続きまして、財産の管理状況について説明いたしますので、386ページをお開きください。

基金の表中、運用基金の一番下になります。下水道整備貸付基金が下水道課で管理している基金でございます。基金の総額は1億2,000万円で、平成26年度中の増減はありません。

次に、基金の運用状況について説明いたしますので、394ページをお開きください。

下水道整備貸付基金は、下水道への接続推進を図るため、無利子の貸付制度として運用しております。貸し付けの対象は、下水道施設へ接続するための排水設備改造工事に係る経費でございます。

本基金の運用状況であります、(5)の貸し付けの状況のとおり、平成26年度中の貸し付けは0件で、貸付金額は0円であります。

また、平成26年度末の基金の貸付金額は、(6)の基金の3月末現在のとおり561万2,300円で、現金残高は1億1,438万7,700円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） ないですね。質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第184号、一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で下水道課を終わります。御苦労さまでした。

△建設政策課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、建設政策課の審査を行います。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） お疲れさまでございます。

それでは、これより建設部の審査をよろしくお願いを申し上げます。

まず、建設部全体といたしまして、平成26年度の一般会計で、予算額が54億6,640万5,000円、決算額が47億4,935万5,629円でありまして、執行率が86.9%でありました。

これは、平成25年度が88.4%でありまして、対前年度比1.5ポイントほど執行率が下がっております。原因といたしましては、建設維持課の12月補正でいただきました15カ月予算が、前年度が1億5,000万だったのに対し、2億円いただいたこと、あるいは建築住宅課の3月補正でいただきました既存住宅改修環境整備事業の6,000万円などを繰り越したものであります。おおむね前年度と同じような執行ができたと思っております。

それでは、建設政策課について御説明をさせていただきます。

本年度より用地課が建設政策課内に再編されましたので、本年度から用地課分の決算につきましても建設政策課のほうでの説明となります。

決算附属書の125ページから127ページになります。

建設政策課につきましては、部内の庶務会計事務のほか、予算や事業調整、他課からの受託事業の調整、あるいは国県事業の実施に係る事業促進のために要望活動なども行っております。

主要な成果といたしましては、125ページの1番目の地籍調査事業の充実についてでございます。

すが、入来地域の外の作業が終了いたしまして、データの数値化など最終段階に来たところであります。

126ページの2番目の土地の取得及び登記の促進につきましても、他の課からの事業用地の取得や未登記処理などに努めてまいりました。

127ページには、3番目の川内川改修に関すること、4番目の南九州自動車道に関することですが、それぞれ大小路地区の引堤工事が順調に進んでいること、南九州西回り自動車道では、都高江間が3月7日に開通をし、鹿児島から水引間が全線供用となっているところでございます。

また、懸案となっております阿久根川内道路が事業化をされ、現在、中心線測量に入ったりしているところでございます。国県の要望を進めてまいりましたおかげで順調に進んでいるところでございます。

ここで、一つだけ不納欠損額について少し御説明をさせていただきたいんですが、御存じのとおり旧東郷町の道路工事請負費返還金2,517万2,000円につきまして、これまでも鋭意交渉をし、請求をしてまいったところでありまして、毎年収入未済額として報告をしてまいりました。

平成26年度には、法的な時効というものを迎えたこともあり、相手方から援用の申し出があったところでもあります。顧問弁護士とも協議した結果、相手方の資産等全て確認をしましたけれども、何も残っていないと。何も取れないというようなことで、訴訟になっても新たな弁護士費用などが発生するばかりで返納金の見通しがつかなかったことなどから、今回の措置とさせていただいております。後ほど詳しく課長のほうから説明があると思います。よろしくお願いします。

この後は、課長のほうから詳細な説明があると思いますので、よろしくお願いいたします。

△議案第184号 決算の認定について
(平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長(宮里兼実) それでは、議案第184号決算の認定について(平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長(須田徳二) 建設政策課です。

よろしくお願いします。

それでは、議案第184号決算の認定について(平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)のうち、建設政策課分について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、決算書の95ページをお開きください。

2款1項13目地籍調査費の支出済額9,843万9,276円は、地籍調査事業に係る経費と市道等の用地取得並びに本市未登記解消に向けた経費が主なものであります。

歳出の内容であります。備考欄記載のとおり、事項、地籍調査事務費において地籍調査業務嘱託員報酬、地籍調査関係職員の給与費及び地籍調査事業、数値情報化業務委託ほか15件と、事項、用地管理費において行政事務嘱託員報酬、用地関係職員の給与費及び公共嘱託登記業務委託ほか6件が主なものであります。

また、備考欄、一番下になりますが、交通事故に係る賠償金につきましては、公用車による事故の賠償金になります。今後、このような事故が起きることのないよう、また交通違反、マナーなど安全運転の周知徹底を図っているところであります。

次に、不用額であります。13節委託料の不用額389万8,629円は公共嘱託登記業務委託料の執行残で、平成26年度中の処理を予定していた案件が関係者との調整がつかずに不用額となったものであります。

また、8節報償費1万円の未執行は、用地交渉案内人等の謝金として計上しておりましたが、要請の必要がなかったことによるものであります。

次に、153ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費の支出済額2億7,023万370円は、職員の人件費などの一般管理経費及び道路関係の要望活動等に要した経費であります。

歳出の内容であります。備考欄記載のとおり、事項、土木総務費において建設部関係職員の給与並びに鹿児島県市町村社会基盤整備推進協議会負担金ほか8件が主なものであります。

なお、負担金の額につきましては、それぞれの各期成会、協議会において、均等割、人口割並びに道路延長割等で決定されたものであります。

次に、不用額であります。3節職員手当等の

178万4,603円の不用額は時間外勤務手当の執行残が主なもので、建設部全体の時間外勤務手当を建設政策課で予算措置し、各課に配分しておりますことから、各課の実績による執行残の合計がこの額になったものであります。

次に、159ページをお開きください。

8款3項1目河川総務費の支出済額1億4,013万7,858円のうち、建設政策課分は、164万6,620円であります。

歳出の内容であります、河川改修関係の要望活動や会議出席に要した経費で、備考欄記載のとおり、事項、河川管理費において、川内川下流改修促進期成会分担金及び川内市外部改修促進期成会補助金等が主なものであります。

次に、161ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費の支出済額4,754万129円のうち、建設政策課分は、53万3,570円であります。

歳出の内容であります、港湾関係の要望活動や会議出席に要した経費で、備考欄記載のとおり、事項、港湾総務費において日本港湾協会会費ほか2件が主なものであります。

次に、8款5項1目都市計画総務費の支出済額1億9,523万590円のうち、建設政策課分は、268万3,670円であります。

歳出の内容であります、南九州西回り自動車道の建設促進に係る要望関係機関との協議調整に要した経費並びに本年3月に開通した川内限之城道路全線開通イベント等に係る経費です。

次のページになります。

備考欄11行目の事項、南九州西回り自動車道建設促進事業において、同自動車道川内限之城道路全線開通イベント会場設営業務委託、同自動車道建設促進期成会負担金ほか2件並びに同自動車道川内限之城道路建設促進協力会補助金等が主なものであります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、27ページをお開きください。

14款2項1目、1節総務手数料の収入済額5,387万6,790円のうち、建設政策課分は、備考欄一番下の地籍成果品交付手数料85万4,360円であります。

次に、39ページをお開きください。

16款2項1目総務費補助金の1節総務監理費

補助金の収入済額772万7,000円のうち、建設政策課分は、備考欄、一番下の地籍調査費補助金162万円であります。これにつきましては、平成26年度、旧入来町の地籍調査事業の実施に伴い交付されたもので、補助率は国が2分の1、県が4分の1となっております。

次に、61ページをお開きください。

21款5項4目雑入の収入済額6億4,638万5433円のうち、建設政策課分は、次のページの備考欄、中ほどにあります自動車損害賠償受け入れ金8,942円で、先ほど歳出で説明しましたとおり、公用車による事故の相手方の過失割合分を受け入れたものであります。

それでは、前のページに戻っていただきまして、雑入の不納欠損額2,517万2,000円は、全額建設政策課分であります。

詳細について御説明いたしますので、別冊となっております決算資料1の228ページをお開きください。

一般会計の表、下から4行目で先ほど部長からもありましたとおり、旧東郷町道工事請負費返納金2,517万2,000円を不納欠損額として計上しております。

先ほど部長からも説明がありましたが、不納欠損とした理由であります、これにつきましては旧東郷町時代の平成13年度に町道改良工事の請負代金が相手方の欺罔により二重払いとなったもので、相手方に対し、不当利息返還請求権をもとに、年2回の催告書送付と必要に応じた面談等を行うとともに、訴訟を前提に強制執行できる資産等の調査も行ってきましたが、相手に返納できる能力はなく、強制執行できる資産等も全くない状況の中、請求の根拠としておりました不当利息返還請求権が昨年の9月に事項の10年を迎え、今年3月に相手方から時効の援用の申し出が出されたことから、今回、不納欠損処理を行うものであります。

この件につきましては、昨年の時効前に、強制執行あるいは時効の延伸を行うための訴訟の提起について市の顧問弁護士と十分協議をいたしましたが、相手方の資産状況から、仮に訴訟に勝訴したとしても強制執行の対象物件はなく、一部の回収見込みもない上、訴訟費用や職員の人件費等新たな支出を伴うこととなることから、訴訟につきましては断念したところであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）不納欠損の今の件ですが、相手側から何が出たと、その説明をもう一回ちょっと。どういうことなんですか。経過をもう少し詳しく、不納欠損と部長が言われた理由、一昨年まで回収ができるとの判断がどういう時点で見切りをつけたのか、その辺をもう少し詳しく。

○建設政策課長（須田徳二）不納欠損に至るまでの経緯ということです。

昨年まで、時効が来るまでは、どうにか相手方の資産、固定資産等差し押さえができる物件等があれば訴訟して差し押さえに入るということで考えておりました。

こちら側が調査する中で、そういった物件等が見当たらず、最終的に10年と。不当利息返還請求権が10年ということで、これを過ぎたら相手方の援用が申し出が出されるともう請求できなくなるということ等もありまして、10年を迎えるまでは、相手方の資産をにらみながら、いつでも差し押さえできるような体制をとっていたということで、ただ、相手方の資産がないという状況。

10年を経過する前に、再度、顧問弁護士と協議しても、訴訟をすることによって時効はまた10年延伸されます。そういうことの判断も含めながら、弁護士と協議をしたんですけども、それには、また訴訟費用、人件費等がかかるということなどもあって、回収の見込みがあるのであれば、訴訟をして時効を延伸するということもあったんですけど。それについては、もう時効の延伸の訴訟は、ちょっと断念したということで、時効が来たからといって請求権がなくなるわけではなくて、相手方からの時効の援用がなされるまでは今後も引き続き請求していこうということで考えておりましたが、ことしの3月に相手方から、書面をもって、時効を迎えたということで、「今後一切の請求をしないでください」というような書面を持ったものが出されたということで、それを受理して、今回、不納欠損処理を行ったということでもあります。ちょっと説明が難しいんですけど。

○委員（大田黒 博）援用が停止されるということは、相手方、確認はできるわけですね。で

きるんですけど。二重払いというのはわかるわけです。市民が考えたときに、なぜ二重払いしているのにそんなことが、そういう経過が、回収できないことがあるのか。全然、話にならないんですか。東郷時代からの経緯でしょうけども。

その弁護士さん、お手上げという状況を市民にどう説明したらいいのかということで、手ぬるいといえば手ぬるいわけで、その辺の説明がちゃんとなされるんですか。

○建設政策課長（須田徳二）委員おっしゃるとおりでございます。

回収できる資産があるとすれば、相手方の言い分ですけれども、「返したい」という言い分は言われました。

けれども、何せ差し押さえるものもなければ、現金もなければ、何もないわけですので、それをもって、市としても、最終的には、時効を迎えるまでは何とか頑張って、いろんな状況変化に応じていこうとは思ってはいたんですけども、時効を迎えるに当たって、新たな、また税金を使って訴訟費用が、100万、200万発生してまいりますので、それについても回収できないという状況になると、ますます市民に対して説明責任ができなくなるというような状況も考えまして、訴訟については断念したというところでございます。

○建設部長（泊 正人）合併していますから、何とも弁解もできないんですけども、業者さんが負債があって、2件なんですけど、簡単に言うと2,500万ぐらいのお金を金融機関に行政が振り込めば済んだんですけども、要は、その業者さんが「うちにやってくれ。うちが必ず銀行に入れるから」というようなことで業者さん側にやったら、業者さんのほうがそれを使ったんでしょうね。ほかにして。

今度、銀行から、「来てません」と言って、請求が来て、そちらに払った。

だから、二重払いになったということですから、もう現金はどこにもないというような状況で引き継いで、これを10年間してきて、法的に、今、課長が言った時効というもの、そして、援用のそういう制度を知ってらっしゃって、それを、そういうカードを切ってこられて、もうこちらのほうも、こうせざるを得ないということで非常に残念な結果です。

市民の方にも、そう言うしかない。

○委員（川畑善照）しかし、それは刑事責任になったんじゃないの、そのとき。二重払いして取り上げたわけですから。

そこところは、刑事責任に、ならなかったのかなと思って。それだったら、時効も何もないと思いますけど。

○建設政策課長（須田徳二）刑事訴訟の関係なんですけど、当時、平成１３年のころのことで、旧東郷町のほうで、刑事のほうの訴えには行かなかったということで、その理由については、相手方に明らかに二重取りをするという、詐欺行為、そういったことを、極端にいうと、認めさせてというか、要するにそういったことでの判断をすればできたんでしょうけれども、そこには、ああいうふうに出すかどうかの議論はされているんですけども、過去の経緯から行くと、そこは「断念した」ということで、記録としては残っているということ。

これについては、これが刑事訴訟になったら、損害賠償ということで出してもよかったんですけども、これについては時効が３年ということで、ますます短くなるということで、損害賠償でも不当利息返還請求権でもよかったんですけども、不当利息のほうは１０年間時効があるということで、そっちを選択して、もう本人に請求してきたという過程でございます。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

これは、合併前のことであって、名前を出して申しわけないけれども、やはり、東郷町自体が恐らくわかっていたと思うんです。

だから、もう結局は１０年たったからということじゃなくしても、最初から、１０年前から全く回収できないと、取れないというのはわかっていて、それで今まで１０年間来たと。

だから、結局は、ないものからは取れないということですから、もうきっぱりと諦めるしかないということですから。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

委員外議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認め、ここで議案第１８４号、一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で建設政策課を終わります。御苦労さまでした。

△建設整備課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設整備課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）続きまして、建設整備課について審査方よろしくお願いを申し上げます。

決算附属書は、１２８ページから１３０ページにあります。

まず、１２８ページの、１の道路交通ネットワークの整備でありますけども、市道の整備推進ということで、都市計画道路駅前白和線街路事業、また網津町の唐浜海水浴場に行きます網津踏切の改良、甌島の中甌江石線、手打４号線、鳥ノ巣線など、それぞれ国の補助事業で実施をしております。

また、市の単独事業におきましても、１８路線を整備してまいりました。

原電立地地区の振興事業では、久見崎循環線ほか１線を整備し、検討の整備促進では、６路線にそれぞれ負担金を支出いたしております。１２９ページの下段のほうの港湾施設の充実及び利用促進では、川内港・里港・長浜港の整備にそれぞれ負担金を支出しております。

１３０ページの公園緑地の整備につきましては、公園の管理につきまして、長寿命化修繕計画に基づき、整備を行うとともに、指定管理者による市内全ての公園を事故なく管理をしております。

平成２６年度より、観光施設、寺山とか藺牟田池などの公園も管理をするようになり、市内の公園全体を統一した考え方で管理をしているところでございます。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございまして、よろしくお願い申し上げます。

△議案第１８４号 決算の認定について
（平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第１８４号決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）建設整備課です。

よろしくお願いします。

それでは、議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、決算書の139ページをお開きください。

6款3項1目農業土木総務費の支出済額1億207万2,992円のうち、建設整備課分は、141ページをお開きください。

備考欄の上の段から6段目の農村公園管理費956万1,113円で、主に矢立農村公園指定管理料ほか11件の委託料などに要した経費です。

次に、151ページをお開きください。7款1項3目款項費の支出済額5億7,502万2,201円のうち、建設整備課分は、5,065万1,322円です。

153ページをお開きください。

右側の備考欄の中段から下のほうに、建設整備課分というところがあります。そこに主なものを記載していますので言います。

寺山いこいの広場指定管理料ほか5件の委託料などに要した経費が主な経費です。

ここで不用額について説明いたしますので、前のページの151ページをお開きください。

13節委託料で、建設整備課分は予算現額5,038万9,000円に対して、支出済額4,973万7,557円で、不用額が65万1,443円となりました。

これは、指定管理料の精算を年度末に行うことから、指定管理料が減額になる指定管理者からの委託料の戻入額に相当する分であります。

次に、157ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費の支出済額4億5,024万3,510円のうち、建設整備課分は、交通安全施設単独事業費を除いて、4億3,024万4,229円です。

右側の備考欄をごらんください。

主なものは、一般道路整備事業費は、職員の8人分の給与費、市道大迫湯原線道路改良工事ほか40件の工事請負費及び関連する測量設計業務委託費、用地購入費、建物等移転補償費などに要した経費です。

また、県道整備事業市町村負担金として川内串木野線ほか5路線の県道整備に対して負担金を支

出いたしました。

川内地域踏切改良拡幅事業費は、網津踏切の拡幅整備に向けた市道網津唐浜港線の測量設計業務委託に要した経費です。

中甕江石線整備事業費は、市道中甕江石線道路改良舗装工事ほか4件の工事請負費に要した経費です。

手打4号線整備事業費は、次のページの159ページをお開きください。

備考欄のほうの市道手打4号線改良舗装工事ほか関連する用地購入費や建物等移転補償費に要した経費です。

それと、鳥ノ巣線整備事業費は、市道鳥ノ巣線道路改良工事ほか関連する用地購入費に要した経費です。

済みませんが、前のページの157ページをお開きください。

15節工事請負費の不用額が158万9,168円となっておりますが、このうち、建設整備課分は158万8,449円で、一般道路や電源交付金事業など、それぞれの事業で発生した入札執行残の積み上げ分であります。

次に、161ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費の支出済額は4,754万129円のうち、建設整備課分は、備考欄の港湾県営事業負担金4,285万9,000円で、これは県が施工する川内港・長浜港・里港に係る港湾整備に伴う負担金として支出したものです。

ここで、19節負担金補助金及び交付金の不用額1,520万円について説明いたします。

県からの要請により負担金5,805万9,000円を確保していましたが、年度末に国から県に港湾整備のための補助金内示額が減額されたことにより、県から負担金の1,520万円の減額要請がありました。それに伴い、負担金4,285万9,000円が確定したことで、不用額が生じたものです。

次に、163ページをお開きください。

8款5項2目街路費の支出済額4億2,071万8,611円のうち、建設整備課分は、9,097万4,036円です。

備考欄の横棒は、田崎線道路整備事業費は、JR立体交差部の道路照明設置工事ほか3件の請負工事費が主な経費です。

駅前白和線整備事業費は、市道駅前白和線に関連する建物等調査業務委託、土地購入費、建物等移転補償費に要した経費です。

次に、167ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費の支出済額、3億674万2,984円です。

右側の備考欄の主なものを御説明いたします。

公園管理費事業費は、公園の指定管理業務委託ほか60件分の委託料や西開閑緑地公園整備工事ほか25件の工事請負費などに要した経費です。

三堂公園整備事業費は、職員3人分の給与費及び公園整備工事ほか4件の工事請負費に要した経費です。久見崎公園整備事業費は、公園の施設整備ほか1件の工事請負費などに要した経費です。

ここで、13節委託料の不用額について御説明いたします。

不用額が87万6,031円となっておりますが、これは指定管理料の精算を年度末に行うことから、指定管理料が減額される指定管理者からの委託料の戻入額相当分であります。

次に、203ページをお開きください。

11款4項1目現年公用公共施設災害復旧費の支出済額265万7,004円のうち、建設整備課分は136万5,260円です。右側の備考欄の建設整備課分で、里町の西の浜緑地公園土砂除去業務委託などに要した経費です。

次に、歳入について説明いたします。

前に戻っていただきまして、決算書の19ページをお開きください。

14款1項4目農林水産使用料、1節農業使用料収入済額159万9,600円のうち、建設整備課分は収入済額9,540円です。

備考欄の下段あたりの建設整備課分で、東郷藤川ふれあい交流公園ほか農村公園内にある電柱等の使用料です。

次に、同じページのままでお願いします。

14款1項5目商工使用料、1節商工使用料です。収入済額2,584万134円のうち、建設整備課分は収入済額223万5,634円です。

21ページをお開きください。

右側の備考欄の中段あたりに建設整備課というところがあります。

主なものは、寺山レストハウス及びポニー乗馬などや藺牟田池自然公園のキャンプ場及び自転車などの使用料などが主な使用料になっております。

次に、23ページをお開きください。

14款1項6目土木使用料、3節都市計画使用料、収入済額4,365万7,550円のうち、建設整備課分は収入済額1,341万2,250円です。

備考欄の建設整備課分の主なものは、隈之城川公園駐車場使用料の月極と時間貸しの駐車料金などが主な使用料です。

次に、19ページをお開きください。

14款2項6目、1節土木手数料、収入済額1,080万9,925円のうち、建設整備課分は収入済額270円です。

備考欄に記載の建設整備課分は諸証明手数料で、ボランティア実績の証明に係る手数料です。

次に、35ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金、1節道路橋梁費補助金、収入済額4,637万7,000円のうち、建設整備課分は3,592万7,000円です。

収入未済額が、1,923万3,000円は、川内の網津踏切と下甌の手打4号線及び鹿島の鳥ノ巣線に係る事業費の一部を翌年度に繰り越したため、生じたものです。

備考欄の建設整備課分で社会資本整備総合交付金は、網津踏切ほか3路線の整備に伴う補助金で、補助率は本土地域が55%で、甌地域が60%です。

次に、下段の2節都市計画事業費補助金、収入済額1億3,127万7,000円のうち、建設整備課分は収入済額4,950万円です。建設整備課分の収入未済額は2,445万円で、駅前白和線に係る事業費の一部を翌年度に繰り越したため、生じたものです。

また、備考欄の建設整備課分で社会資本整備総合交付金の補助金は、補助率は55%です。

次に、下段の3節公園緑地事業費補助金、収入済額4,405万円です。

収入未済額が、1,339万円は、三堂公園及び都市公園安全安心対策緊急総合支援事業費の一部を翌年度に繰り越したため、生じたものです。

また、これに伴う社会資本整備総合交付金の補助率は50%です。

次に、51ページをお開きください。

16款3項6目土木費委託金、3節都市計画費委託金建設整備課分は、収入未済額で2,362万8,000円です。

これは、三堂公園護岸整備工事を翌年度に繰り越したため、生じたものです。

これは、公園区域内の三堂公園の整備について県と協定を結び、県から負担金をいただき、市が公園の河川護岸と一緒に整備するものです。

今のページです。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、収入済額1億4,964万8,028円のうち、建設整備課分は、53ページをお開きください。

備考欄の中段あたりに記載のあります建設整備課分のところで、貸地料5万3,620円です。これは、蘭牟田池自然公園内の土地を店舗に貸し付けをしている分です。

次に、55ページをお開きください。

17款2項2目物品売却収入、1節物品売却収入、収入済額6,058万4,232円のうち、建設整備課分は、収入済額205万28円です。備考欄の下段のほうに建設整備課分がありますので、そのところの主なもののは祁答院の矢立農村公園のニジマスなどの売却収益です。

次に、61ページをお開きください。

21款4項2目土木費受託事業収入、1節道路事業受託事業収入、収入済額3,443万5,250円です。これは、県が施工した産業廃棄物管理型最終処分場の建設に伴い、市が実施した周辺地域振興事業に係る県からの受託事業収入です。

次に、同じページの21款5項4目、1節雑入、収入済額64万6,000……間違いました。すいません。6億4,638万543円のうち、建設整備課分は、収入済額476万9,259円です。

69ページをお開きください。

右側の備考欄の下段に記載の建設整備課分の箇所です。

主なものは電気水道料実費収入金で、少年自然の家のほか実収入です。

また、次のページをお開きください。

備考欄のほうなんです、川内駅西口駅前広場管理受託収入は、川内駅西口広場をJR九州と協定締結を行い、管理しておりますが、駐車場収入から管理経費を差し引いた残金をJRと折半しているものです。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、財産に関する調書について説明いたし

ますので、378ページをお開きください。

表の区分で、行政財産の公共用財産のところの公園緑地帯の欄をごらんください。

まず、土地について、9,369.09平米の増と835.08平米の減となっておりますが、増減では8,534.01平米の増となります。

決算年度末現在高が182万4,355.57平米となります。これらは、祁答院の大村公園などの所管替えによる増の分であり、また減った分は下目緑地を普通財産に移し、国土交通省へ川内川の引堤事業用地などとして売却したことによります。

また、建物について128.16平米の増となっておりますが、これは祁答院の大村公園のあずまやなどが所管替えなどによりふえたものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜ります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）1件だけ教えてください。

私も、甌島に行った折に、鳥ノ巣公園のほうに、展望台のほうに行く機会がありまして、ちょうど行きましたら、大きな道路から取付道路のほうに拡張を、入口のほうを拡張されていました。地元の方は大変喜んでいらっしゃいまして、「ずっと広がるのかと思っていた」と。鳥ノ巣の展望台まで。

なかなかそうっていないので、これはどうしたことかという話をちょっと聞いたものですから。

繰越明許で平成27年度に繰り越されていますけれども、あそこは非常に観光地でありまして、一部カノコユリが咲く時期の一定の観光施設であったんですが。その観光の一番最盛期に当たって、工事ができずに繰り越しになったのか、その繰り越しになった原因というのはどういうものですか。わかったら、一つ。

○建設整備課長（吉川正紀）繰り越しになった原因というのは、用地の関係が一部ありました。そういう関係で、ちょっと去年、平成26年度に施工したかったところはできなくて、ことし、もう発注はやりましたので、工事のほうは順調にやっているところです。

○委員長（宮里兼実）ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員。

○議員（小田原勇次郎）すいません。

1点だけ、私がちょっと認識不足があったもの
ですから、1点教えてください。

平成26年度から平成25年度まで、いわゆる
観光施設費の中に建設整備課の分が今度入ってき
て、11施設を平成26年度から観光課所管の分
が建設整備課さんのほうに移ってきました。寺山
とか、いろんな藺牟田池の施設とか、そこあたり
が入ってきた経緯を、私はちょっと聞きそびれて
おったものですから、観光施設の部分が建設整備
課に移った経緯と、ことし1年間この決算で管理
されてこられてきて、いわゆるはた目から見たら
観光施設なもんですから、運営上の部分で特に支
障はなかったのかというのをちょっとお聞かせ願
えませんか。

○建設整備課長（吉川正紀）今、言われた観光
施設の分については、平成27年の4月から移っ
てまいりました。平成26年度中は、観光・シテ
ィセールス課のほうでやっておりました。

○建設部長（泊 正人）今、説明があったとお
り、平成27年度から入ってきたんですけれども、
平成26年度の決算の所管が建設整備課になって
いるもんだから、建設整備課で説明をしないとい
けないということで、そういう表記になっている
と思います。

○議員（小田原勇次郎）それでは、先ほど申し
上げた、いわゆる所管替えに——観光施設が建設
整備課のほうに所管替えに、なるという部分の意
味、なぜ変わるのかという部分と。運営上、特に
支障はないのかという部分をお聞かせください。

○建設部長（泊 正人）実は、もともとは都市
計画の普通公園は建設整備課、農村公園は耕地課、
あと観光の面は観光のほうで持っていたんですけ
ども、先に農村公園が建設整備課のほうに移って
きまして、その中で、庁内的に公園は1カ所にま
とめたほうが統一した考え方で管理ができるとい
うことで、建設整備課のほうに全部回ってきたと
いうことで。

ただ、そういった意味では指定管理者への指導
とか、そういうものは見解が統一されております
ので、逆に、市民の皆さんには、どこに連絡すれ
ばいいのかとか、そういう意味ではよくなったと
思います。

ただ、職員のほうは、非常に大変なところは
大変でございます。

以上です。

○議員（小田原勇次郎）2回目ということで。
すいません。2回目ですいません。

先ほどのものは1回目の質問でしたから、2回
目ということで、同じキャンプ場という名がつく
部分でも、建設整備課さんのほうに入っていたり、
観光施設のほうにも、まだキャンプ場という名称
の施設が残っているものですから、非常にわかり
にくいというのが部分でした。混乱を招かなけ
ればいいかなという思いをしたところででした。

特に意見ではありません。

以上です。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第184号、一般会計歳入歳出決
算の審査を一時中止します。

以上で、建設整備課を終わります。

御苦労さまでした。

○委員長（宮里兼実）ここで休憩をします。

おおむね、半でいけんけ。再開は15時30分。

~~~~~

午後3時12分休憩

~~~~~

午後3時29分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）それでは、会議を再開い  
たします。

きょうは建設維持課までということでしたけれ  
ども、あしたをを考えて、きょうは区画整理課ま  
でとし、建設維持課も素早くいきたいと。建設維持  
課も台風災害で大分お疲れのようですので、き  
ょうは速やかにいきたいと思います。

△建設維持課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設維持課の審査  
に入ります。まず、決算の概要について、部長の  
説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それではよろしくお願  
いいたします。

附属書は131ページから132ページになり  
ます。建設維持課では、市道や河川の維持管理を  
中心に急傾斜地崩壊対策事業など防災工事も実施  
をしております。

131ページの市道の維持管理では、毎年多く寄せられる市民からの要望等に迅速に対応しております。また、交通安全対策の推進では、カーブミラーやガードレール等の安全施設の設置を積極的に行うとともに、通学路の安全対策にも努めてまいりました。

同じく131ページの橋梁整備補修事業におきましては、近年大きな課題となっております長寿命化修繕計画の策定に取り組み、平成26年度より補修の設計に入り、平成27年度から工事を進めております。

132ページの、4の災害に強い基盤整備につきましては、急傾斜地崩壊対策事業を初め、排水機場や水門の管理、また災害予防に努めてまいりました。平成26年度は幸いに雨や台風による被害もなく、公共災害はありませんでしたけれども、平成25年度からの繰り越しで3件を実施しております。この後、課長から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

---

△議案第184号 決算の認定について  
(平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一郎） それでは、議案第184号決算の認定について（平成26年度一般会計予算歳入歳出決算）に係る建設維持課分について、御説明申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。一般会計歳入歳出決算書の155ページをお開きください。8款2項1目道路橋梁総務費で、支出済額1億544万8,180円です。備考欄をごらんください。支出の主な内容は、職員給与費ですが、その他にも道路賠償保険料、道路台帳整理業務委託費等に支出したものであります。

次に、同じページであります8款2項2目道路維持費で、支出済額7億3,856万3,214円です。155ページから次のページにかけて備考欄をごらんください。支出の主な内容は、道路維持補修班の人件費、道路愛護作業謝金及び市民から寄せられる苦情、要望に係る道路や河川の維持修繕の工事の一般分、即決分や、伐採業務

委託等であります。

次に、157ページになります。8款2項3目道路新設改良費で、支出済額4億5,024万3,510円のうち、建設維持課分につきましては、1,999万9,281円です。157ページの備考欄、下段のほうになります。丸の交通安全施設単独事業費で、ガードレール、カーブミラー、区画線設置を行い、交通安全の確保に努めております。

次は、159ページをお開きください。中段になります。8款2項4目橋梁維持費で、支出済額1,976万9,000円です。内容としましては、備考欄をごらんください。橋梁長寿命化修繕計画に伴う補修設計業務委託7件に支出したものでございます。

次は、同じページになります。その下、8款3項1目河川総務費で、支出済額1億4,013万7,858円のうち、建設維持課分は1億3,849万1,238円です。支出の内容につきましては、159ページから161ページの備考欄をごらんください。まず河川管理費では、水門管理人等報酬、河川愛護謝金、準用河川伐採業務等の支出を行っております。河川施設管理費では普通河川の寄り州除去や半崎川の護岸整備費及び多目的取水管理組合の負担金の支出になります。排水機場管理費では、排水機場管理人報酬等の支出になります。次、開いていただきまして161ページの備考欄、急傾斜地崩壊対策事業費では、平佐町、喜入町2地区ほか6件の工事請負費に支出しております。

続きまして、161ページ上段、8款3項2目河川改良費で、支出済額6,070万3,500円です。備考欄をごらんください。支出の内容としましては、河川改修事業費で県単砂防事業に係る市の負担金と特定離島排水路整備事業費で、里地区の排水対策整備に係る支出を行っております。

次は、同じページであります。8款4項1目港湾総務費、支出済額4,754万129円のうち、建設維持課分は414万7,559円です。支出の内容は備考欄をごらんください。港湾総務費で桑之浦港湾長寿命化計画策定業務と港湾排水機場管理費で、里町の荒切川排水機場の管理等に要した費用であります。

次に、173ページをお開きください。9款

1 項 5 目水防費につきましては、支出済額 2 5 万 4, 8 1 3 円であります。これは各水防倉庫に土嚢、ブルーシート等の水防止剤を出水対策として購入したものでございます。

次に、同じページで 9 款 1 項 6 目災害対策費につきましては、支出済額 5 億 5, 2 6 6 万 5, 1 3 3 円のうち、建設維持課分は 5, 9 4 5 万 1, 8 9 4 円であります。備考欄の下段から次に 1 7 5 ページの備考欄上段をごらんください。内容としましては、内水対策中長期ビジョンに伴う中郷地区の排水路整備に係る工事請負費並びに特別災害補助金等に支出してございます。

次に、2 0 1 ページをお開きください。下段になります。1 1 款 2 項 1 目現年公共土木災害復旧費で、支出済額 4, 0 1 8 万 8, 2 3 9 円であります。備考欄の下段から次のページの上段にかけて記載してございますのでごらんください。内容としましては、職員給与費と平成 2 6 年度に繰り越しました平成 2 5 年度の災害復旧工事 3 件の工事請負費でございます。ここで、不用額が工事請負費で 1 5 0 万円ほどございますが、この不用額につきましては、繰り越しを行いました災害復旧工事の 3 件の入札執行残の合計でございます。

次に、同じ 2 0 3 ページの上段であります 1 1 款 2 項 2 目現年単独土木災害復旧費で、支出済額 1, 2 0 3 万 9, 5 8 4 円であります。単独災害については、公共土木災害の対象にならなかった規模の小さな災害で 2 0 件について執行しております。

以上で、歳出の説明を終わり、歳入について御説明申し上げます。

決算書の 1 3 ページをお開きください。下段になります。1 2 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金で、収入済額 1, 3 4 2 万円については、道路交通法に基づく交通反則金について県から交付されたものでございます。

次に、2 3 ページをお開きください。上段になります。1 4 款 1 項 6 目土木使用料の 1 節道路橋梁使用料で、収入済額 3, 4 8 1 万 2, 0 6 0 円については備考欄をごらんください。市道に占用している九電柱、N T T 電話柱、ガス管等の道路占用料と法定外公共物であります里道、水路において使用している同じく九電柱等の使用量をそれぞれ継続分と新規分で分けて収入しております。

次に、同じページの中段、同じく土木使用料の

5 節港湾施設使用料で、収入済額 3 7 万 1, 0 8 0 円については、市が管理しております上甕の桑之浦港で水産会社に荷揚げ場として一部占用させている分の使用料でございます。

同じく、その下の 6 節河川使用料で、収入済額 1 万 1, 2 2 0 円につきましては、河川敷内における九電、N T T 柱の占用使用料でございます。

次に、2 7 ページをお開きください。上段になります。1 4 款 1 項 8 目消防使用料で、収入済額 1 3 万 3, 8 5 0 円のうち、建設維持課分については、備考欄の行政財産使用料で、内容としては宮内水防倉庫の一部敷地を中越パルプに貸し付けたものでございます。

次に、2 9 ページをお開きください。下段になります。1 4 款 2 項 6 目土木手数料で、収入済額 1, 0 8 0 万 9, 9 2 5 円のうち、建設維持課分については、備考欄の建築許可の申請等に必要な市道の幅員証明等の手数料 5 1 件でございます。

次は、3 1 ページをお開きください。同じく下段になります。1 5 款 1 項 4 目災害復旧費負担金で、1 節公共土木災害復旧費負担金で、収入済額 4 3 7 万 2, 0 0 0 円については、平成 2 5 年度に発生した 4 件のうち、年度内完成が見込めず翌年度に繰り越しました災害復旧の 3 件の国庫負担金でございます。負担率については 6 6. 7 % でございます。

次は、3 5 ページ、上から二つ目になります。1 5 款 2 項 6 目土木費補助金の 1 節道路橋梁費補助金の収入済額 4, 6 3 7 万 7, 0 0 0 円のうち、建設維持課分は備考欄の社会資本整備総合交付金の防災安全交付金である橋梁長寿命化修繕計画業務委託の国庫補助金であります。補助率は 5 5 % でございます。

次に、3 7 ページ下段をお願いします。国庫委託金になります。1 5 款 3 項 3 目土木費委託金、1 節河川費委託金で、収入済額 1, 5 5 6 万 1, 7 3 8 円については、国土交通省所管の水門や排水機場の管理委託金でございます。

次は、4 5 ページをお開きください。下段になります。県支出金であります。1 6 款 2 項 6 目土木費補助金、2 節河川費補助金で収入済額 7, 4 6 5 万円のうち、建設維持課分は急傾斜地崩壊対策事業補助金と特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、里地区の排水対策整備に係る分でございます。収入未済額が 1, 7 0 0 万でございます。

これにつきましては、年度内完成が見込めずに平成27年度に繰り越しをしました急傾斜地崩壊対策工事—3地区でございます、その補助金でございます。3地区とも繰り越し工事につきましては、本年度の9月に完成をしております。

次は、51ページをお開きください。上から二つ目になります。県委託金になりますが、建設維持課分は16款3項6目土木費委託金、1節河川費委託金で、収入済額392万7,892円については、県管理の水門の管理委託金と権限移譲事務委託金でございます。

次は、同じくその下の同目5節港湾費委託金で、収入済額151万2,000円につきましては、県の管理港湾であります里地区の里港へ流れ込む荒切川排水機場に係る管理委託金でございます。

次、61ページをお開きください。下段になります。21款5項4目雑入で、収入済額6億4,638万543円のうち、建設維持課分は71ページをお開きください、71ページの備考欄の上のほうになります。道路賠償責任保険分で道路管理瑕疵1件、昨年度、原田町の市道において横断側溝の蓋が壊れまして車のタイヤ、バンパーが破損してそれに伴う賠償案件分で、保険金でございます。

以上で建設維持課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚）この橋梁の長寿命化計画について2点、平成26年度のこの1,976万9,000円というのは長期計画の中で、平成26年度は計画どおりに遂行されたのかが一つ目。二つ目が、毎年の計画というのはずっと継続されるんでしょうけども、それにしても1年を通して長寿命化計画の1,900万という額が規模的にちょっと少ないんじゃないかと私は思うんです。こんなことじゃ市内の橋梁の長寿命化って、本当にできるのかなっていうのがあって。この2点お願いします。

○建設維持課長（永田一郎）平成25年度に、この橋梁の長寿命化の修繕計画の策定を行っております。橋梁長寿命化につきましては、平成26年度に委託をさせていただいております。その分が今回のお金でございます。それと一応、

平成27年度につきましては、橋梁の全体のお金としましては3億1,500万予算をいただいたところでございます。本年度、昨年度補修の設計をさせていただいた橋梁6件6カ所です、その分について補修の工事を進めているところで、本年度予定をしているところでございます。その修繕計画に基づいて計画的に今のところは最初でございますが進んでいるという形で考えてございます。

○委員（谷津由尚）ありがとうございます。最後にします。結局、毎年毎年ずっと市内の全橋梁に対して補修設計というのは、ことはここ、来年はここってずっとやっていかないかんと思うんですが、そういう意味からすると平成26年度は計画どおりだったということですね。

○建設維持課長（永田一郎）はい。

○委員（谷津由尚）わかりました。

○委員長（宮里兼実）ほかにないですか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第184号、一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で建設維持課を終わります。御苦労さまでした。

#### △区画整理課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、区画整理課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、本日最後の区画整理課について御審議方よりをお願いを申し上げます。決算附属書の134ページから135ページになりますが、平成26年度はより区画整理課として新設をされました天辰地区の区画整理事業及び川内駅周辺地区の所管をしているところでございます。

川内駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、清算事務も終えまして年度特別会計も廃止となったところです。

天辰第一地区土地区画整理事業につきましては、おおむね順調に進んでおりまして、終盤に入っております。計画を予定しております第二地区の事業化に向けた手続にも入っております。

この後、詳細に課長のほうから説明がございま

すので、よろしくお願いいたします。

△議案第191号 決算の認定について  
(平成26年度薩摩川内市天辰第一地区土地  
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長(宮里兼実) それでは、議案第  
191号決算の認定について(平成26年度薩摩  
川内市天辰第一地区土地地区画整理事業特別会計歳  
入歳出決算)を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長(川畑 稔) 区画整理課です。  
よろしくお願いいたします。それでは、議案第  
191号、平成26年度薩摩川内市天辰第一地区  
土地地区画整理事業特別会計決算について御説明申  
上げます。

初めに歳出について御説明申し上げます。

決算書の282ページをお開きください。1款  
1項2目土地地区画整理事業費の支出済額は3億  
6,223万7,748円です。平成27年度への  
繰越明許費1億6,252万9,000円は家屋移  
転等の交渉に期間を要したことから工事建物等移  
転補償の年度内の完成が見込めないため、翌年度  
へ繰り越したものであります。右側のページをご  
らんください。内容につきましては、土地地区画整  
理審議会委員の報酬、建築士業務嘱託員の報酬、  
職員4名分の給与費、委託料17件、工事請負費  
66件、建物等移転補償費28件が主なものでご  
ざいます。

次に、2款1項1目公債費元金の支出済額は  
3億292万9,174円でございます。これは、  
これまでに借り入れた長期債の償還元金でありま  
す。

次に、2款1項2目利子の支出済額は  
3,469万5,063円でございます。これは、こ  
れまでに借り入れた長期債の償還利子でございま  
す。

次に、歳入について御説明申し上げます。

決算書の278ページをお開きください。1款  
1項1目、1節保留地処分金は収入済額  
1,536万1,306円でございます。

3款1項1目、1節土地地区画整理事業費補助金  
は収入済額7,092万3,000円で、社会資本  
総合整備交付金として収入しております。うち、  
活力創出基盤整備の繰越明許費は115万  
5,000円、市街地整備の繰越明許費は

3,042万6,000円でございます。補助率は活  
力創出基盤整備交付金が10分の5.5、市街地整  
備交付金が10分の4でございます。収入未済額  
5,185万8,000円は社会資本整備交付金の  
交付決定額のうち、年度内完成が見込めないため  
平成27年度へ繰越明許したものでございます。

4款1項1目、1節土地地区画整理事業費補助金  
は、収入済額212万3,000円で、県補助金と  
して鹿児島県から収入であります。うち、7万  
4,000円は繰越明許費分でございます。補助率は  
10%です。収入未済額219万3,000円は土  
地区画整理事業県補助金の交付決定額のうち、年  
度内完成が見込めないため、平成27年度へ繰越  
明許した事業にかかわるものでございます。

5款1項1目、1節一般会計繰入金は、収入済  
額5億6,872万3,000円です。

6款1項1目、1節前年度繰越金は、収入済額  
1億138万7,609円で、純繰越金及び前年度  
からの繰越事業費にかかわる財源充当繰越分でご  
ざいます。

7款2項2目、1節雑入は、収入済額  
9,876円で、嘱託員の雇用保険料個人掛金を収  
入しております。

8款1項1目、1節土地地区画整理事業債は、収  
入済額2,760万円で、地方単独事業にかかわる  
地方特別道路整備事業債分として400万円、全  
額繰越明許費分でございます。また、国庫補助金  
事業にかかわる合併特例債分2,360万円、次の  
ページ右側の上、繰越明許費は80万円でござい  
ます。

9款1項1目、1節土木使用料は、収入済額  
1万8,740円で、区域内の電柱、電話柱の設置  
に伴う行政財産使用料として収入しております。

次に、実質収支について御説明申し上げます。

284ページをお開きください。収入総額7億  
8,614万7,000円に対して支出総額6億  
9,786万2,000円で、歳入歳出差引額は  
8,828万5,000円です。繰越明許費繰越額  
にかかわる翌年度へ繰り越すべき財源が  
8,407万8,000円で、これを差し引いた実  
質収支額は420万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(宮里兼実) ただいま当局の説明があ  
りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願

います。

**○委員（谷津由尚）** 1点、繰越明許についてです。特に、個人の財産とか権利にかかわるところですから、交渉に不測の事態を要するというのはよくわかるんです。ただ、例えば平成26年度の予算を繰越明許で平成27年度にスライドさせた、その繰越明許で平成27年度に持ち越されたときに、じゃあ平成27年度のいつをもってこれが完遂できるかという期日を指定されます。その期日が平成27年度の7月、8月とか、その辺だったらまだいいんですけど。やはりちょっと長くなるものになりますと、平成27年を通り越して平成28年の2月とか、そういう設定をされているのがあるんです、状況はわかるんです。ただ、そうであれば平成26年度の予算を平成27年度に繰り越したのに、平成27年度いっぱい使ってこれをやらないかんという、その辺については考え方としてどうなのかなという思いが過去からあって、難しいのはわかるんですけど、何か答弁お願いします。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 今、お話しがあるとおりでありますが、建物を移転した後の道路整備とそれに付随する電柱の移転とか、水道管の配管とか、そういうのが現実付随してきているところがありまして、あと細かいところになりますと、移転先の造成が思うように進まないというような状況もありまして、補償が契約が進んで移転をする、それに期間がまた要すると、そのあと周りの道路を築道しなくちゃいけない。それにまた水道局との協議の中で、水道の配管等も要するというような形で、できるだけ繰り越しをしないような形でもっていきたいんですが、あと国の内示が来るまでにちょっと時間を要するということから、発注の時期がずれ込むというのも実際非常に私たちも苦慮しているところでございます。基本的には早目に発注してするような形で、本年度平成27年度はできるだけ繰り越しをしないというような形で進めているところでございます。

以上です。

**○委員（谷津由尚）** 状況はよくわかるんですが、そこにこだわりを持ってぜひ進めていただきたいと思います。

**○委員（新原春二）** 区画整理の事業は、結構、相手先がある関係で非常に慎重を期しながら進められていると思うんですけども、一件それとは関

係なくて、これは整理区内の総体の設計をされた場合に、交通サイン、横断歩道であるとか、信号機であるとか、あるいはまた白線であるとか交通安全に対する表記、そうしたものの相対的な企画・立案、そういうものが、全てあとあとになって全部終わってからというような感じで進められていると思うんですけど。実際、そこはほとんど終わって十字路になって、そしてまた住宅も相当立ち並んできて、見通しも悪いところやら相当出ていると思うんですけど。そこら辺の今からまた第二区域に入っていくわけですがけれども、総合的な区画整理の地域の中で、交通関係、交通安全対策、そうしたものの一貫的な企画はできないものなのか。話を聞けば全部が終わってから、するんだっちゃんという話を聞いているんですけども。地元としては審議会なんかもあるわけで、地元の方々の意見を十分聞きながら、そうしたものの処理をしていったほうがいいと思うんですけども、そこら辺はどのような考え方なのでしょうか。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 都市計画道路については、当然、区画線、外側線も引くわけですがけれども。区画道路については、地区内の生活道路というような兼ね合いの中で考えておりまして、今、工事途中で私たちが公安委員会を通さずして、白線とか停止線とか引けないものですから、徐行とかそういうような形で進めさせていただいております。ことしも事故がありまして公安委員会と協議をさせていただいて、特に危ないところについては、交差点に十文字の印をつけるとかその辺のところでは促している。それからまた地元につきましましては、地区組の自治会長をとおしながら安全対策には十分気をつけてほしいということと、あとカーブミラー等も設置をさせていただいているんですが、道路の中に立てますと非常に危ないということから、個人の敷地内に立てさせていただいている状況でもありますので、できるだけ安全対策については、地区住民と協議をしながら進めていくような形をとっていききたいというふうに考えております。

**○委員（新原春二）** 第一地区にかかわらず、これから大小路地区もやっていますし、第二地区のほうにも入ってきますので、できるだけそういうものに交流を入れながら――できるところは最初あるときは家は建っていないわけで、どんな家が建ってくればまた要素が変わってくると思うんで

すけども、そこら辺も想定はかなり難しいと思うんですけど。できれば土地区画整理事業道路なんかについては、早急な、地域の方が一番よく知っていらっしゃると思いますので、ぜひ審議会なんかでもそういうふうなものが協議できるのかわからんけれども——ぜひそこら辺の協議をぜひ早められて、特に危ないところについては、ぜひそうした対策を立てていただきたいというのを要望しておきます。

○区画整理課長（川畑 稔）はい、わかりました。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

---

△議案第192号 決算の認定について  
（平成26年度薩摩川内市川内駅周辺地区  
土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（宮里兼実）次に、議案第192号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第192号、平成26年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳出のほうから説明いたします。

決算書の291ページをお開きください。1款1項1目土地区画整理事業費の支出済額は1,847万3,500円です。備考欄の主な支出済額は委託料4件、工事請負費5件、建物損失補償金2件が主なものでございます。

次に、2款1項1目公債費元金の支出済額は2億7,881万8,977円です。これはこれまでに借り入れた長期債の償還元金でございます。

同じく、2款1項2目利子の支出済額は947万1,745円です。これは、同じく借り入れた長期債の償還利子でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

前に戻っていただき、289ページをお開きください。3款1項1目、1節一般会計繰入金は、収入済額2億9,401万3,650円です。

次に、4款1項1目、1節前年度繰越金は、収入済額1,272万2,972円で、純繰越金及び前年度からの繰越事業費等にかかわる財源充当繰越金でございます。

次に、9款1項1目、1節土木使用料は、収入済額2万7,600円で、区域内における電柱等の行政財産使用料でございます。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

293ページをお開きください。歳入総額3億676万4,000円に対し、歳出総額3億676万4,000円で、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。平成27年3月31日をもって川内駅周辺地区土地区画整理事業特別会計は廃止となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

---

△議案第194号 決算の認定について  
（平成26年度薩摩川内市川内駅周辺地区  
土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳  
出決算）

○委員長（宮里兼実）次に、議案第194号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市川内

駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○区画整理課長（川畑 稔）** 議案第194号、平成26年度薩摩川内市川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに歳出について御説明いたします。

309ページをお開きください。1款1項1目清算費の支出済額は10万2,888円で、備考欄に記載のとおり清算事務にかかわる経費でございます。

次に、1款1項2目清算交付金の支出済額は59万1,523円で、15件の清算交付金を支出しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。前に戻っていただいき307ページをお開きください。

1款1項1目清算徴収金は収入済額12万229円で32件の清算徴収金を収入しております。

次に、3款1項1目、1節一般会計繰入金については、歳入歳出予算調整により一般会計からの繰入金は不要となっております。

次に、4款1項1目、1節延滞金は該当がありませんでした。

次に、5款1項1目、1節前年度繰越金は、収入済額19万2,755円で、純繰越金であります。

続きまして、実質収支にかかわる調書について御説明申し上げます。

311ページをお開きください。歳入総額71万3,000円に対して、歳出総額69万4,000円で、歳入歳出差引額は1万9,000円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出額と同額の1万9,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

**○委員（新原春二）** ありがとうございます。長い間の川内東地区の区画整理事業、大変御苦労さまでした。厳しい中で、しかも二十数年前からの懸案であった川内駅東地区の区画整理事業を今回見事に完遂されたことに熱く敬意を表しますとともに、まだこれからもさらに引き継いで区画整理事業に推進していきますようによろしくお願いします。

川内駅東口の土地区画整理事業の最後の審査になると思いますので、より大きな事業で、しかも今回市長のほうから提案がありましたように大きな事業もこれからありますし、薩摩川内市の大きな目玉となっていくことでありますので、本当に市民そろってこの区画整理事業が成功したことに對して敬意を申し上げながら、賛成の討論にかえます。

**○委員長（宮里兼実）** 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 賛成討論ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○委員長（宮里兼実）** 起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第184号 決算の認定について

（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

**○委員長（宮里兼実）** 次に、議案第184号決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。



○区画整理課長（川畑 稔）議案第１８４号、平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算のうち、区画整理課分について御説明申し上げます。

先ず、歳出について御説明申し上げます。

１６５ページをお開きください。８款５項３目土地区画整理費のうち、区画整理課分の支出済額は８億７，４０３万９，９９４円でございます。備考欄の区画整理分の主な支出内容について御説明申し上げます。土地区画整理総務費において環境影響評価評価書作成業務委託ほか５件委託、まちづくり区画整理協会会費ほか２件の負担金ほか、天辰第一地区土地区画整理事業、川内駅周辺土地区画整理事業、２特別会計の繰出金が主なものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

決算書の３１ページをお開きください。１４款２項６目、１節土木手数料は区画整理課分の収入済額は３，２４０円で主なものは３２ページ備考欄の１番目区画整理にかかわる諸証明手数料でございます。

次に、５１ページをお開きください。１６款３項６目、４節土地区画整理委託金は収入済額２万円で、土地区画整理事業区域内の建物建築許可にかかわる権限移譲事務委託金であります。

次に、７１ページをお開きください。２１款５項４目、１節雑入の区画整理過分は７２ページ備考欄の中央、上から１５番目、１万８，００３円（後刻発言訂正あり）は駅周辺地区街区公園に設置許可している自動販売機１台分の電気料実費分であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）今の電気料と実費収入金１万８，００３円とおっしゃったような気がするんですけど、１万８０３……。

○区画整理課長（川畑 稔）１万８０３円です。済みません。

○委員長（宮里兼実）いいですか。質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第１８４号、一般会計歳入歳出決算の審査を一時中止します。

以上で、区画整理課を終わります。御苦労さま

でした。

△延 会

○委員長（宮里兼実）本日の委員会はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は明日８日午前１０時から開催します。本日は大変御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長 宮 里 兼 実